

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 朋和

1 日時

令和4年3月22日（火曜日）

午前10時1分開会、午後5時17分散会

（うち休憩 午後0時6分～午後1時1分、午後2時18分～午後2時19分、
午後2時46分～午後2時46分、午後2時48分～午後2時48分、
午後3時2分～午後3時16分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

佐々木朋和委員長、千葉秀幸副委員長、五日市王委員、高橋はじめ委員、
佐々木茂光委員、白澤勉委員、山下正勝委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、
千田美津子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、小笠原担当書記、及川併任書記、田澤併任書記、後藤併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

石田企画理事兼環境生活部長、菊地副部長兼環境生活企画室長、
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、
尾形環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
黒田環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、
藤原自然保護課総括課長、新沼県民くらしの安全課総括課長、
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、
田村廃棄物特別対策室特命参事兼再生・整備課長、
前田環境生活企画室特命参事兼青少年・男女共同参画課長

(2) 保健福祉部

野原保健福祉部長、村上副部長兼保健福祉企画室長、工藤理事心得、
佐々木医療政策室長、中里子ども子育て支援室長、
畠山保健福祉企画室企画課長、
竹澤健康国保課総括課長、阿部地域福祉課総括課長、前川長寿社会課総括課長、
中田医療政策室医務課長、鎌田医療政策室特命参事兼地域医療推進課長、

三浦医療政策室感染症課長、日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

(3) 医療局

小原医療局長、小原医療局次長、植野医師支援推進室長、
鈴木経営管理課総括課長、宮職員課総括課長、久慈医事企画課総括課長、
千葉業務支援課総括課長、菊地医師支援推進室医師支援推進監、
千田医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第33号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第62号 岩手県の動物愛護行政に関する請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第32号 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例

イ 議案第34号 民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第60号 介護保険施設における補足給付の見直し中止を求める請願

イ 受理番号第66号 mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願

ウ 受理番号第67号 岩手医大附属病院周産期センター実績を考慮した県内全産婦人科への実態調査に関する請願

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第39号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木朋和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第33号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新沼県民くらしの安全課総括課長** 議案第 33 号公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 3）の 39 ページをお開き願います。便宜、お手元に配付しております資料ナンバー 1 の公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案（議案第 33 号）の概要により御説明させていただきます。

まず、改正の趣旨ですが、浴場業を営む者が講じなければならない風紀の維持に必要な措置の基準を改めようとするものであり、国の要領等の改正を踏まえまして見直しを行うものです。

次に、条例案の内容ですが、男女の混浴を制限する年齢に係る基準を改めようとするものであり、制限年齢を現行の 12 歳以上から 7 歳以上へ引き下げるものです。

なお、一定の条件の下で障がい等のため支援を要する 7 歳以上の子供等が支援者とともに入浴する場合は混浴制限を適用しないなど、ただし書きを設けて弾力的な運用を想定しております。

施行期日ですが、令和 4 年 7 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**佐々木朋和委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**高橋はじめ委員** 条例そのものではないのですが、現在県内で営業している公衆浴場はどれくらいあるのかと、最近燃料価格の高騰を受けて非常に経営も厳しいのではないかと考えていますが、経営状況と支援策も含めて現状をお伺いします。

○**新沼県民くらしの安全課総括課長** 県内の公衆浴場の数でございます。公衆浴場には、いわゆる銭湯と言われる一般の公衆浴場と、健康ランドのようなその他の公衆浴場の二つがありますが、その二つを合わせまして令和 2 年度末現在で 163 施設でございます。そのうち、いわゆる銭湯と言われる一般の公衆浴場は 15 施設という状況でございます。

次に燃料価格の高騰の影響でございますが、岩手県公衆浴場生活衛生同業組合に確認したところ、やはり燃料価格の高騰に対応するために、各事業者は石油などをあまり使わずに廃木材を使うなど、なるべく燃料の値段の上下に左右されないような営業に努めているとのことでございます。

○**高橋はじめ委員** 今回の条例の改正については、年齢を引き下げるということで、社会一般的な成人年齢も下がってきていますので、その関係なのかとも思うわけですが、その辺の改正のポイントは何でしょう。

○**新沼県民くらしの安全課総括課長** 今回国で公衆浴場における衛生等管理要領等の改正に当たりまして、大学の研究者にお願いして全国的な調査を行ったところでございます。その調査結果によりますと、大人の意識調査でございますが、年齢によって混浴を制限すべきだという意識が 80.3%、そのうち年齢が例えば 6 歳が適当だというのが 15.7%、7 歳

が適当だというのが 18.5%と、その年齢あたりの割合が高いという状況でございました。

また、子供自身の意識についても、例えば水着を着ないで異性と浴場に入った最終年齢がいつかでは、5歳が 20%、6歳が 14.1%、7歳が 13%と、同様の年齢に集中しており、水着なしで一緒に入って恥ずかしいと思う年齢も 6歳が 27%、7歳が 21.2%と、やはり 6歳、7歳のあたりで意識が少し変わり始めているという調査結果でございました。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 62 号岩手県の動物愛護行政に関する請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○佐藤食の安全安心課長 受理番号第 62 号岩手県の動物愛護行政に関する請願について御説明いたします。

資料 2 をごらんください。まず、1 の動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要についてですが、主な改正内容は記載の(1)から(6)のとおりですが、犬、猫を扱う繁殖業者やペットショップ、いわゆる第一種動物取扱業による適正飼養等の促進につきましては、(2)のイに記載のとおり、飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等の遵守基準が示され、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令として、令和 3 年 4 月 1 日に公布されたところでございます。

その主な内容といたしましては、下の箱囲みでございますが、飼養施設に備える設備の規模に関する事項といたしまして、運動スペース分離型ケージ及び運動スペース一体型ケージの広さ等の基準が示され、既存事業者においては令和 4 年 6 月 1 日から適用されることとなっております。

また、動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項が示され、第一種動物取扱業の既存事業者につきましては令和 4 年 6 月 1 日から段階的に施行されまして、第一種動物取扱業で完全施行となる令和 6 年 6 月からは、従業者 1 人当たりの犬及び猫の飼養

保管頭数の上限が資料に記載のとおりとなります。

その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項についてですが、被毛にふん尿等が固着した状態、体表が毛玉に覆われた状態、爪が異常に伸びている状態にしないことといたしまして、令和3年6月1日から施行されているところでございます。

次に、資料の2ページをごらんください。2の県内の動物取扱業者の状況と立入検査の盛岡市を含めた令和2年度の実績ですが、第一種動物取扱業については、342施設に対し248施設の立入検査を実施したところです。下の米印のとおりですが、本県を含む東北各県において、令和2年度の勧告、措置命令、業務停止命令等の行政処分はございませんでしたが、令和3年度は、本県事業者に対しまして1件の勧告を行っております。

次に、3の本県における動物愛護の課題について御説明いたします。(1)の動物の引き取りと譲渡の状況についてですが、令和2年度の犬の保護・引き取り総数は県で247頭、盛岡市で21頭の合計268頭で、譲渡は県と市を合わせて139頭、猫の保護・引き取り総数は県で535頭、盛岡市で181頭の合計716頭に対し、譲渡が合計で457頭であり、引き続き譲渡の取り組みの推進が必要な状況でございます。

(2)の多頭飼育問題の状況ですが、明確な頭数の規定が示されているものではございませんが、各保健所において多頭飼育問題として令和2年度に対応した盛岡市を除く件数は、犬で4件、猫で24件となっております。その主な内容は飼い猫の外飼い、繁殖制限の未実施、野良猫への餌やりなどとなっております。

次に、資料の3ページをごらんください。4の動物愛護の普及啓発の取り組みについてですが、(1)動物愛護の意識を高める取り組みの推進については、アに記載のとおり、動物愛護シンポジウムの開催、動物愛護週間行事により取り組んでいるところであり、令和元年度はシンポジウム及び行事の総参加者数は1,774名でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして669名となっております。

また、イの動物愛護推進ボランティアの委嘱とその活動状況ですが、令和2年度は開業獣医師や動物愛護ボランティアなど55名を委嘱し、動物の適正飼養に係る普及啓発等に取り組んでいただいたところでございます。

(2)の動物の命を尊重する取り組みの推進においては、譲渡会やしつけ教室などを開催したほか、平成26年度からは県総合防災訓練における同行避難訓練を実施しているところです。

次に、5の岩手県動物愛護センター(仮称)の設置に係る検討状況についてですが、動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発等の動物愛護の取り組みをより広域的に担うための拠点機能につきまして、盛岡市と検討を継続しているところでございます。

以上で受理番号第62号についての説明を終わります。

○佐々木朋和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○白澤勉委員 それでは、確認を含めて質問させていただきます。

まず、今回環境省令で定める具体的な明示に伴って、いろいろと適正飼養の促進が進め

られておりますが、先ほどの御説明の中で、2ページ目で立入検査の状況が出ておりましたので、以前もお聞きしましたが、状況を確認いたします。県全体で252件の立入検査を行ったということですが、令和2年度の具体的な立入検査の内容、それから行政処分はなかったということでしたが、指導件数等はどのような状況だったかお伺いします。

○佐藤食の安全安心課長 令和2年度の立入検査の状況でございます。数は記載のとおりでございますけれども、行政処分はなかったものの、45件の事業者への指導を行っております。これにつきましては、令和2年度は全て口頭指導となっております、主な内容といたしましては、飼養管理に関するいわゆる清掃不良といった類いのもの、それから頭数の変更などは必ず届け出が必要になりますが、届け出がなされていなかった事例、それから記録、帳簿等の未整備、そして狂犬病予防注射の接種に関するもの、こういったものを含めまして45件の指導という状況となっております。

○白澤勉委員 いずれ令和3年6月1日から新規事業者への適用が変わってきたわけですが、新しいルールに基づいた指導というのも当然必要になってくると思います。よりハードルが高くなってくるかと思いますが、普及啓発も含めた指導の状況はどのようなになっているのでしょうか。

○佐藤食の安全安心課長 今回の法改正、昨年4月に公布されて、それを受けまして、県では各保健所に対しまして国の施行通知の中にありますいわゆる動物虐待、不適切であるような事業者に対する厳格な指導を徹底するように通知内で示しております。これについて改めて昨年7月に各広域振興局に対しまして、国の趣旨を踏まえた指導の徹底について通知しております。

また、事業者に関しましては、数値も含めまして大分細かい内容となっておりますが、知らなかったというわけにはまいりませんので、国のホームページでも公表しておりますが、国が示しておりますガイドラインなど、大分厚い冊子になりますが、改めて確認を行うよう昨年の11月に県内の全ての事業者に送付しております。

○白澤勉委員 令和3年度に1事業者に勧告をされたということで、具体的にはどういう事案なのか、言える範囲でお示ししていただきたいと思います。今回のこの請願者の方は、さらにこういった法改正の趣旨に基づいた指導、監視の強化といったものを望んでおります。当たり前のことだと思いますし、やはりルールが変わったときに、指導を強化する大きなポイントになってくると思います。そこを逃すと、あとはずるずると行ってしまう部分がありますので、そういった意味も含めて令和3年度の勧告の具体的な内容を伺います。また、今後の指導、監視の強化というよりは、法律の適正な運用、執行についてしっかりと御指導いただきたいと思っておりますが、御所見をお願いします。

○佐藤食の安全安心課長 勧告の具体的な内容になりますが、県内の事業者に対しまして施設の管理が行き届いていないということで、この事業者に対しては何度も立入検査を実施し、保健所に呼んで指導を行ったりといった経緯がございました。その上で、改善指導通知書という形で文書による指導を行ってございましたが、それでも完全な改善には至らな

かったということで勧告を行った事例でございます。具体的な内容といたしましては、現在省令で示されております、例えばさびやゆがみのある破損しているケージを使用しているような場合、これを直すこと、それから個体の帳簿の整備が必要になっておりますが、これが未整備であったこと、それから繁殖の実施状況等の記録が必要になりますが、未整備であるということで勧告を行ったところでございます。

今後の指導につきましては、立入検査に関しまして、抜き打ち検査といった御意見を多数いただいているところでございます。令和2年度の状況でございますが、東北各県において、抜き打ち検査を基本としているものではございません。あくまで通告して立ち入ることを原則としつつ、悪質な事業者に対しては抜き打ち検査、これは国も法では否定していないと示しておりますので、各広域振興局の判断によりまして、悪質な事業者に対しては適正に対応するものと考えております。

○白澤勉委員 検査においては公正に、そして厳格に執行していただきたいと思っております。

それから、岩手県動物愛護センター（仮称）の設置に係る検討状況についてのお話でございます。2018年頃に基本構想も示されており、盛岡市との検討を継続しているということでございますが、今の検討状況をお示してください。

○佐藤食の安全安心課長 岩手県動物愛護センター（仮称）の検討についてでございますが、盛岡市と検討を継続しております。

ただ、その内容につきましては、例えば候補地などさまざまな項目がございます。岩手県にとって適正な規模なのかとか、必要な諸室なのか、非常に細かい内容について検討を継続しているところであって、現段階でここまで進んだなど、なかなかお示しすることができない状況でございます。ただ、引き続き盛岡市との共同設置に向けて検討を継続させていただきます。

○白澤勉委員 盛岡市の動物公園との連携だとか、いろいろ報道で出たりする話は、我々は報道等で知らされるわけでございまして、その答弁はまさに行政的であると感じます。そういった事情はわかるのですけれども、やはりある程度の中身はこの議会の中においてお示しいただきたい。基本構想に基づく今の状況、県としてどのようにこれを主導していくのか、いつまでにそういった部分を検討していくのか、やはりある程度目標も持っていると思っておりますので、お考えをお示してください。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 岩手県動物愛護センター（仮称）の整備につきまして、今佐藤食の安全安心課長から御答弁申し上げたところでございます。具体的なお知らせをできかねるというのはそのとおりで、繰り返しの答弁になって大変恐縮でございますが、我々としては、やはりこういった機能が求められているのかを今一生懸命盛岡市と詰めている段階でございます。

動物愛護センターに対しては、すごく望まれる声もありますし、一方で動物に対するさまざまな思いを持っておられる方もいらっしゃいます。そういった両方の声の中で、どのような機能をどこに設けるのがよいのかをもう一度盛岡市と協議をしております。

中で、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、施設規模はどの程度がいいのか、例えば機能的には全部まとめたほうがいいのか、それともある部分はどこかに分けたほうがいいのか、さまざまなところを検討している状況でございます。

時期についても、そういった中でなかなか今お示しすることができないということでございます。

○白澤勉委員 それでは、具体的な中身は結構ですので、基本的な構想、整備の基本的な考え方をお示してください。

私は、動物愛護センターにかかわらず、公的な施設を持続可能的に管理、運営していくときには、単独でやるというよりは、ある程度機能を集約化したり、複合的な機能が求められてくると考えます。先ほどの答弁でも動物に関しては好きな人もいれば嫌いな人もいて、それはそのとおりだと思います。だったら、動物が好きな人たちが集まるような、例えば先ほどの動物園の話も例示として出しましたけれども、あるいは行政が単独でものをつくって、それを設置から維持管理までをやっていくというよりは、民間との連携も一つの考え方として当然あるべきポイントになってくると思います。最後にそういった視点から環境生活部としての基本的なお考えをお伺いいたします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 施設整備に対する基本的な考え方でございますが、どういう形で民間の力をお借りするかはいろいろなパターンがあるかと思いますが、やはり民間の団体等と連携しながら運営していくというのは、一つの考え方であろうかと思えます。

ただ、施設整備の中でそれをやっていくのか、例えばある企業や民間の中で連携を取っていくのかは、これからまだまだ盛岡市と一緒に検討していく必要があると思いますが、いずれやはり動物愛護団体の皆様ですとか、そういった方々のお力を借りながら運営していくことが一つの基本になると思っております。

○白澤勉委員 早期設置に向けまして、ぜひいろいろと関係機関と協議して進めていただきたいと思えます。

○吉田敬子委員 白澤勉委員の質問と重ならないところを質問させていただきますが、まず資料の1ページで、基本的には既存事業者に対しては今年6月から適用とありますけれども、新規事業者に対しては令和3年6月から既に適用されている状況です。現在、新規事業者が県内でどの程度あるのか、もし分かればお示しいただきたいです。また、新規事業者については昨年6月から適用されているので、その分については特段指導などがあったのかと、施設に備える設備の規模に関する事項、また従業者の員数、そして三つ目のその他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項というのが盛り込まれた指導等があればお示しいただければと思えます。

○佐藤食の安全安心課長 先ほど御説明しました基準省令につきましては、新規事業者については令和3年6月1日から適用ですので、新規事業者はこの基準をもって指導しているということです。これをクリアしないと当然登録はできないという状況でございます。

令和3年6月以降の新規事業者の数でございますが、これは後ほど確認した上で答弁させていただきます。

○吉田敬子委員 新規事業者の部分について、もちろんこの基準にのっとって開設しなければいけないので、保健所からのさまざまな新たな指導を、新規事業者はしっかり守っていただいているということでもよろしいでしょうか。例えばその他動物の愛護及び適正な飼養に関し、例えばふん尿がついた状態だったり、具体的なものが示されました。新規の方はもちろんそういったものをしっかり守った上で開設していらっしゃると思うのですが、新規のところにもどの程度保健所が入られて、改めてそういった指導になっているのかというところを確認したくて御質問させていただきました。

○佐藤食の安全安心課長 新規事業者に関しては、先ほど御説明したとおり、この基準が既に適用されることとなります。新たに登録しようとする事業者については、必ず広域振興局に事前に相談した上で施設について概要を確認することとなります。

そして、立入検査は、そもそも登録、申請どおりに施設ができているのか、運用されているのかを確認するためのものが立入検査でございますので、例えばそういったところで現場で判断しかねるような場合に、県庁に相談などがあれば対応するのですが、現在のところ新規事業者に関して相談等は来ておりません。

○吉田敬子委員 既存事業者については今年6月からですけれども、令和2年度については45件の指導を口頭で行ったということでした。今回の請願は法の趣旨にのっとって指導や監督の強化を図ることについてですけれども、例えば先ほど抜き打ち検査の実施状況で、東北管内では特にないというお話がありました。本県としてなかなか抜き打ち等は難しいとは思いますが、この請願を受けて、何か具体的に強化していきたい部分があれば、お示しいただきたいと思っております。

○佐藤食の安全安心課長 監視の強化という面では、さまざま御意見いただいております。抜き打ち検査というのは、ある意味では有効な部分があるということは承知しております。先ほども少しお話ししましたが、相手が拒んで、その拒否を押しつけてまで立ち入ることは認められておりませんが、国も法の中では有効な手段として抜き打ち検査を否定しておりませんので、指導していく中で改善がなかなか進まない、それから隠蔽するといった事業者に対しては、当然抜き打ち検査は現場の判断で行われるものだと考えております。先ほど昨年7月に各公所に通知を出したと言いましたが、厳格指導といった部分も触れておりますので、必要な指導がなされるものと考えます。

○吉田敬子委員 先ほど御答弁で、有効な手段だと県の御答弁をいただけたのは大変貴重で期待させていただきますけれども、抜き打ち検査自体は有効な手段であるという認識の下に、やはり事前に検査をしますと通知しているので、検査の前に動物を隠したり、劣悪な環境のものをその場で直して、検査に行ったときにはしっかりなっているというような状況があると情報としていただいております。そういった現場を変えていただくためには、ある一定の抜き打ちというのものやはり必要だと思いますので、しっかり指導、監督強化を

図っていただきたいと期待しております。

もう一つ、最後に動物愛護センターについては、先ほど臼澤勉委員から質疑がありましたけれども、なかなか具体的なお話をいただけないので当時は盛岡市動物公園に設置しようかという案も議会の中で質疑させていただきました。そういった案として出ていたわけです。それがいろいろな意味で難しいということは聞いておりますけれども、具体的にこの案がどういった過程で難しい状況になっているのか、もしくはそのほかの場所を今選定しているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤食の安全安心課長 動物愛護センター整備につきまして、民間主導型の公民連携事業による動物公園内への設置は、一つの候補地としての検討を行ってきたところでございます。

その一方で、感染症への懸念、野生動物と一緒にいる、あるいは公共施設としての役割、費用など、さまざまな観点を踏まえまして、盛岡市と検討していく中で総合的に考えた場合には、なかなかそこを最適解にするのは課題が多いのではないかとこのところで意見は一致しているところでございますが、一方で整備候補地が決定しているものではございません。

○吉田敬子委員 2018年の構想を踏まえて、県民としては動物愛護センターが設置されることを期待していたわけですが、そこが全く進まないような状況で、課題があるとは思いますが、県もしっかりリーダーシップを発揮していただいて、やはり場所をどこにするかがなかなか難しいから進んでいないという認識でいるのですけれども、ぜひこの請願の趣旨にものをもって、しっかり対応して早急に設置できるように努めていただきたいと思っております。

○千田美津子委員 1点だけ確認のために質問させていただきますが、立入検査は非常に有効だと思うのですが、県全体で第一種動物取扱業が342業者ある中で、立入検査が行われたのは約7割ですが、残る3割については、例えば翌年度にやっているとか、それから拒否されてできなかったとか、実施していない理由についてお聞きをしたいと思います。

○佐藤食の安全安心課長 立入検査の実績でございますが、県では指導要領を作成しておりますので、事業者に対しては年1回以上の立ち入りを原則としておりますので、今回お示しした数は確かに7割程度となっておりますが、その前年までは100%立入りを実施しております。理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、相手方の状況も含めてですが、なかなか全てを回るということができなかったというのが実態でございます。

○千田美津子委員 わかりました。新型コロナウイルス感染症はいろいろな分野で影響があるというのはわかります。

ただ勧告が1業者だったようですけれども、やはり残る業者に対してもぜひ回っていただいて、多分令和3年度は回ったのかと思っておりますが、やはりこれらを徹底することで、動

物の環境を少しでもよくするという点で非常に大事な観点だと思っておりますので、この残りの部分は令和3年度中には回られたのかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤食の安全安心課長 残りの施設といたしますか、現場で指導が必要な事業者を重点的に回っていると承知しております。先ほど通知のお話もしましたが、基準も明確に示されて、事業者にも示しましたので、管内で複数回の指導が必要だとか、そういった事業者には重点的に、優先的に回っているものと承知しております。昨年行かなかったから今年行くとかという対応ではないと確認しております。

○千田美津子委員 指導が必要なところで何回か行くのはそうなのですが、やはり基本となるのは、この立入検査で把握をすることが非常に大事なので、最低限これを全部の対象業者に1年に1回は回ると、その上で必要な手だてを講じる必要があると思っておりますので、ぜひその点はしっかりやっていただきたいのですがどうでしょうか。

○佐藤食の安全安心課長 先ほどもお話ししましたが、内部のルールの中で年1回以上の立ち入りを原則とするとしておりますので、しっかり指導を進めてまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思っております。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から風力発電事業を条例に基づく環境影響評価制度の対象とすることについてほか4件について発言を求められておりますので、これを許します。

○黒田環境保全課総括課長 それでは、風力発電事業を条例に基づく環境影響評価制度の対象とすることについて御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料ナンバー3-1をごらんください。まず、1、国の環境影響評価制度の改正でございますが、国は令和3年10月31日、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の対象となる風力発電事業について、制度内のほかの事業とのバランスを確保する観点から、規模要件の引き上げを行ったところです。

次のページ、資料ナンバー3-2、上の表をごらんください。これにより右側太枠内の二重線のとおり、3万7,500キロワット以上の事業が新たな法アセスメントの対象となりました。しかし、令和4年9月30日までは、太枠の改正前の部分についても国が引き続き全ての事業を判定できる経過措置が設けられております。

1ページに戻っていただきまして、次に2、県の対応でございますが、国の改正により法アセスメントの対象外となる規模の事業について、まとめて条例に基づく環境影響評価

制度の第1種事業として新たに追加いたします。

具体的には、再び次の3-2の下の図をごらんいただきたいと思いますが、この真ん中のグラフの下から2段目の薄いオレンジの範囲、出力7,500キロワット以上3万7,500キロワット未満の事業について、本年10月1日以降は右端のグラフに移行して、赤枠で囲まれた緑色の部分になりますけれども、ここを環境影響評価条例の施行規則を一部改正し、条例アセスメントの第1種事業といたします。

風力発電事業は、騒音の発生や鳥類や動物、景観などへの影響が必ず生じ、これらは立地場所により生じ方もさまざまであることから、その影響の程度を現地調査で把握し、評価に反映させるため、対象事業全てについて調査を確実に実施する第1種事業とするものでございます。

なお、本改正案につきましては、環境影響評価に係る技術的事項の調査及び審議を行う岩手県環境影響評価技術審査会の委員からも、今般の条例に含める範囲、いわゆるこの緑色の部分ですけれども、調査の確実な実施の必要性が高いとの御意見をいただいております。

それでは、再び1ページに戻りまして、最後に3、今後のスケジュールでございますが、本年10月の施行に向け、4月にパブリックコメントを実施した後、施行規則を改正、公布する予定としております。以上で説明を終わります。

○藤原自然保護課総括課長 それでは、お手元の資料ナンバー4-1に基づきまして、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について御説明いたします。

これらの計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため必要な事項を定めるものです。以降資料に沿って順次説明いたします。

まず、1の趣旨でございます。(1)の第13次鳥獣保護管理事業計画は、人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標としまして、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、鳥獣保護区の指定や捕獲許可などの事項を定めるものです。

(2)の第二種特定鳥獣管理計画でございますが、生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大によりまして、農林水産業被害等が増加するなど、人とのあつれきが顕著な鳥獣等について、安定的な地域個体群の維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させる等を目的としているものです。本県では、鹿、ツキノワグマ、カモシカ及びイノシシの4種について策定しています。

次に、2の計画(最終案)の概要でございます。(1)の計画期間は、いずれの計画も令和4年度から令和8年度までの5年間になります。

(2)の各計画の概要でございます。それぞれお手元に資料としまして概要版と本文を配付しております。ここでは、各計画の目標と前回計画との主な変更点のみを御説明させていただきます。 (2)、各計画の概要でございます。まず、第13次鳥獣保護管理

事業計画でございます。これは、先ほど説明いたしました人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を目的としまして、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すものでございます。主な修正点としまして、第二種計画における対象鳥獣の継続的なモニタリングと中長期的な評価の実施、また豚熱など新たな感染症への対応の強化などを盛り込んでおります。

次に、第6次シカ管理計画ですが、個体数の適正な水準までの減少及び農林業と自然植生等への被害の低減を目標としておりまして、主な修正点としましては、本年度公表しました推定個体数約10万頭に基づく年間2万5,000頭を目標とする捕獲の推進と、その効率化に資する新たな捕獲手法の検討等を盛り込んでおります。

次に、第5次ツキノワグマ管理計画でございます。地域個体群の安定的な維持と人身被害の防止、農業被害の軽減を目標としておりまして、主な修正点としましては、今年度公表した推定個体数約3,700頭に基つき、前回計画の推定個体数が3,400でございましたので、その増加分を低減させることを管理目標に設定しました。また、市街地において出没が問題となっておりますことから、その対策として関係機関と連携して実地訓練等を行うことを明記しております。

次に、第5次カモシカ管理計画ですが、国の天然記念物であることを踏まえまして、地域個体群の安定的な維持及び農林被害の軽減を目標としております。なお、県の調査におきまして、本県のカモシカの生息密度が減少傾向にあることを鑑み、今回の計画では、必要に応じ管理から保護への切替えを検討する旨を記載しております。

最後に、第3次のイノシシ管理計画ですが、本県における生息域の急速な拡大と農業被害の増加を受けまして、農業被害の軽減及び生息域の減少と個体数の低減を目標としております。主な修正点としましては、個体数の低減及び生息域の縮小の推進を明確にした点、またGPS等によりまして行動圏調査の実施を行うことを盛り込んでおります。

次ページ、裏面にお進みいただきまして、3のパブリックコメント等の状況でございます。本計画の策定に際し、市町村や関係機関、隣県の鳥獣保護担当への意見照会、第二種計画に係る各管理検討委員会での審議、岩手県環境審議会自然・鳥獣部会の2回の審議のほか、県民へ向けたパブリックコメントを令和3年11月から令和4年1月にかけて行いまして、14件の意見等が寄せられました。対応につきましては、参考の表にある記載のとおりでございます。本最終案の作成に当たっては、これらの御意見を踏まえた内容として策定しております。説明は以上でございます。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 住宅宿泊事業法施行条例の見直しに係る検討結果について御説明申し上げます。

資料ナンバー5-1をごらんください。1の住宅宿泊事業法施行条例でございますが、下の表のとおり、住宅宿泊事業の実施を一部制限しているところでございます。

また、条例附則第3項で、条例施行後3年を目途に、知事は、条例の施行状況の検討を行い、必要な措置を講ずるものと規定しているところでございます。

2の条例見直しに係る検討結果でございますが、岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会から、現行の制限内容について協議、検討した結果、当面現状を維持することが適当であり、条例改正は要しないとする報告をいただいたところでございます。特別部会の報告、本条例が準拠している関係法令の改正状況、関係団体等の意見、国や他道府県の状況等を県として整理、検討した結果、現状を維持することが適当と考えられることから、条例改正は行わないこととするものでございます。

3の今後の対応でございますが、特別部会において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、民泊事業が安定的に行われている状況で引き続き検討する必要があるとの意見が出されていることから、令和4年度以降も特別部会の意見を伺いながら、県として必要な検討を行ってまいります。

2ページ、裏面でございますが、特別部会の設置要綱の抜粋、条例見直しに係る主な検討結果を参考として記載しております。

参考2の主な検討結果であります。条例制定時に根拠、または参考とした法律や条例の規定の改正はないということ、関係団体への意見調査においても各制限について適切と思うとの回答割合が95%以上を占めていること、他道府県の状況は特に大きな課題はなく、条例改正の予定はないこと、国においても住宅宿泊事業法の改定に係る検討は現時点で行われていない状況でございました。

以上で住宅宿泊事業法施行条例の見直しに係る検討結果についての報告を終わります。

○佐藤食の安全安心課長 第3次岩手県動物愛護管理推進計画の策定について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー6-1の第3次岩手県動物愛護管理推進計画の策定についてをごらんください。この計画につきましては、昨年12月6日の本常任委員会で素案を御説明したところであり、3にありますとおり、令和3年12月15日から令和4年1月14日までの1カ月間パブリックコメントを行いました。結果、35人の方から136件のさまざまな御意見をいただいたところです。それらのいただいた御意見を踏まえまして、施策3、犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進の取り組みといたしまして、マイクロチップ装着等の制度化に係る普及啓発について追記するとともに、施策の9、人材の育成及び多様な主体との協働の動物愛護推進ボランティアに関する記述につきまして、具体的な取り組み内容を追記するなど、素案の一部を修正しております。

本日の本常任委員会での御報告を踏まえ、今月中に計画を策定、公表し、動物の愛護及び管理施策の一層の推進を図ってまいります。以上で説明を終わります。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 いわて男女共同参画プランの変更についての御説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー7、県行政に関する基本的な計画の変更に係る報告について（「いわて男女共同参画プラン」の変更）をごらんください。1、変更しようとする計画等の概要及び2、変更しようとする理由についてでございます。令和3年3月

に策定いたしましたいわて男女共同参画プランについて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、いわて県民計画（2019～2028）、第1期アクションプラン政策推進プラン（2019～2022年度）の指標を見直すことに伴い、対応する主要な指標を変更しようとするものです。

次に、3、変更内容についてですが、いわて男女共同参画プランの主要な指標のうち、生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうちプランを作成した割合につきまして、国が定める指標に準じて人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数に変更しようとするものです。

4、今後のスケジュールですが、本計画の変更に当たりましては、岩手県男女共同参画審議会等からの意見聴取の後、県議会6月定例会におきまして承認議案を御審議いただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○佐々木朋和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 まず最初に、今説明のあった風力発電の事業に関して確認なのですが、例えば太陽光発電の設備、ねじ込み式の設備を設置する場合は、土壌汚染対策法上の形質変更届の届け出が必要ということですが、今までの大規模太陽光発電の設備についてはこうした届け出は出されているのか確認します。

○黒田環境保全課総括課長 太陽光発電につきましては、設置する面積によりまして、開発面積はさまざまでございます。これにつきましては、現状土壌汚染対策法による地歴というものを事前に業者などが調べることとなりますが、林地などでありますと、そもそもその場所におきまして有害物質を使った事業等が行われていないことが明確に確認できますので、そういったことで判断はされているところでございます。

面積に対しての土壌汚染対策法の届け出につきましては、今手元に資料がございませんので、確認の上、後ほど答弁したいと思います。

○高橋はじめ委員 千葉県が出している土壌汚染対策法の基礎解説という資料に、いろいろ届け出しなければならない事項が載っております、この中に太陽光発電のねじ込み式のくい、これについても届けを出さなければならないとありました。私もこれを見て初めて知ったのですけれども。あと伐根ですね。伐採のみでは該当しないけれども、伐根する場合も一定規模の場合届け出を出さなければならないということで、千葉県ではわかりやすい説明資料がインターネットに出ておりました。本県でもさまざまな届けを出さなければならない事項について、なかなか理解が進んでいないのではないかと、私は非常に心配しておりますので、ぜひホームページを使いながら、わかりやすいものを県民あるいは業者にお知らせいただければと思っています。

先ほどの件については、後ほど報告をしていただければと思っています。

何点か、この間の予算特別委員会でも質問した関係でお尋ねしたいと思いますが、まず旧県立軽米病院跡地から検出された基準値の5倍という高濃度の鉛が出ていることについて。これは、ある県民の方が軽米町に開示請求をしていただいた資料に基づいてです。こ

れは、1月に調査結果が出たと軽米町もそういう報告しております。それで、0.01が基準値なのですけれども、0.058ということで、基準値の5倍以上が出たということがありました。これについて、県としてどう捉えて、その処分方法の指示など、どう対応したのか伺いたいと思います。

○黒田環境保全課総括課長 かるまい交流駅（仮称）の施設の土地から検出された鉛についてでございますけれども、県ではその濃度にかかわらず、基準を超えた有害物質が発見された場合には、土壤汚染対策法に基づいて住民の健康被害を及ぼすことがないように、土地の所有者等に撤去や封じ込めなどの適正な対応を求めて指導しているところでございます。

この5倍という数字でございますけれども、国が土壤汚染対策法の施行規則の通知の別紙というものを示しております、この中では鉛、ヒ素など4種の重金属は自然由来が多いとされておりまして、溶出試験の結果が溶出基準の10倍を超えない範囲であれば、自然由来の可能性が高いと解する旨、示されているところでございます。

○高橋はじめ委員 そういうことかもしれませんけれども、いずれ基準値を超えたということに対して、井戸水を利用しているところの調査や、あるいはこういう濃度の鉛が出たということの地域住民に対する公表などもやっていく必要があるということで、県でもそういう指針を出しているのです。地下水、土壤汚染に係る情報提供、これは四つ目のテーマでお伺いしますが、それらも含めて地域住民の方に公表しなければならなかったと私は思うのですけれども、10倍以内だからそれはよかったという判断、これは少しおかしいのではないかと思います、県内では今までそういう事例はなかったのですか。

○黒田環境保全課総括課長 今般の事案に関して申しますと、この周辺域の井戸水の調査、軽米町の土地の周辺域の地下水の利用状況を保健所、それから軽米町と共同して調査しまして、保健所から井戸が見つかった場合には水質検査をするように指導をしております。この結果、土地周辺の近隣で飲用には供していないところですが、井戸が2カ所見つかかりまして調査したところ、鉛の検出はなかったところでございます。

また、その公表について、県としましては例えば有機溶媒であるとか、さまざまな有害物質の土壤汚染の事例に関して、その公表の基準を設けております。こちらが汚染の状況、いわゆる住民への健康被害のおそれが高いものについては、県が率先して公表する流れでございますけれども、健康被害の可能性が低いような場合ですと、土地の所有者や事業者側が公表するという形を取っております。

○高橋はじめ委員 その辺の最初の公表するかしないかの判断で、私は高濃度が一旦出たなら取りあえずは公表して、その後いろいろ精査をしたならば問題はなかったと思います。調べた結果大変だということになれば、もっと大変なことになるわけですから、県あるいは町としては発見した時点で、取りあえず第一段階としてはこうですよとお知らせし、井戸水も含めて調査をしていくと住民に対する説明もしないと。いきなり新聞でその記事が出れば不安になるわけです。去年の8月24日、軽米町議会で補正予算を組んで、ようや

く住民が知ったという時差もあるわけです。1月に高濃度の鉛が出た、その後に追加で調査をした、その追加の調査が4月に出てきた、非常に初期の取り組みが遅いという思いもしております。

それから鉛ですが、なぜ見つかったかという、軽米町が自主的に土壌調査してわかったということです。予算特別委員会でもお話ししましたが、大規模な都市開発をするときには、工事の1カ月前に土壌汚染対策法上の形質変更届を事前に出さなければなりません。二戸保健福祉環境センターと軽米町にそれは出ていますかという問い合わせがあつて、確認したところ出ていないということで、軽米町に出させたと。出させただけでも、それを2日ぐらいで問題ないと判断して、土壌調査もしなくてもいい、工事を進めていいという回答を出された。その後によくよく調べたら、かるまい交流駅（仮称）の建設場所の隣に駐車場もあった。そちらも届けが出ていないので出し直しなさいと、2回目の届け出をしたと。そうしたら、その後には今度は地中熱でボーリングをやっていたと。このボーリングも形質変更届の対象になる。おくれたほかに、本来は1回で書類を出させればよかったのですけれども、それを3回にわたって書類を出させるというこの不手際。私は事務的には非常に見落としがあつたのではないかとまず指摘をさせていただきたいと思います。

それから、かつては旧県立沼宮内病院、旧県立花巻厚生病院といった病院跡地からそういうものが出ているわけだから、地歴には旧県立軽米病院の跡地だということ、旧県立軽米病院の跡地を使って民間の企業が事業活動をやっていたということを含めると、何かしら出てくるのではないかと想定をしながら軽米町と相談し、もし出た場合にはどうするか申請書類が出たときに話し合っておく必要があつたのではないかと思うのですけれども、そのようなことはやられたのかどうか、報告は受けているのでしょうか。

○黒田環境保全課総括課長 まず最初に、地域住民の御指摘によって、届け出が出ていなかったことが判明したのは事実でございます。しかし、その後軽米町からこの3,000平米以上の土地の形質変更該当するというので届け出が出てきて、この届け出は審査の様式上全ての書類が整っている状況ですので、二戸保健福祉環境センターは受理をしたということになります。もしこの時点で様式上足りないものがあれば、その時点で二戸保健福祉環境センターとしては受理ができない、これでは整っていませんというやり取りが生じます。しかしながら、審査をするに値する書類は整って出てきていることから、まず受理をして審査をしているところでございます。

その後、高橋はじめ委員がおっしゃるとおり、駐車場の部分も含まれていましたというお話が来ました。ただ、これは既に3,000平米以上の形質届の改変の中に面積がふえるという状況ですから、確かに軽米町の不手際はありますけれども、これについての二戸保健福祉環境センターの判断が変わるものではなかったということでございます。

その後、さらに立面図が不足していて、忘れていましたということでの届け出があつて、これにつきましては軽米町側ではてんまつ書を添えた上で、届け出を改めて追加したという形になります。

したがいまして、届け出上は、当初の届け出が土壤汚染対策法上の様式として整っておりましたので、これについて二戸保健福祉環境センターが受理をして審査をするということにつきまして、特段の問題性はないと考えております。

それから、土地の履歴でございますけれども、昨今土地を購入する段取りになった際には、一般的には土地を買う方が購入前に土地の履歴を調べるのはよくある話でございます。こうした購入の際に、土地にもし何らかのトラブルが生じた場合、買主なのか売主なのか、どちらがその責任を取るかは、購入の際には必ず話し合われているものと察するところでございます。これは、実は一般的な住宅などを購入する際にも、その土地にもともと工場がなかったかとかといったお問い合わせは保健所に来ておりますので、こうしたことを鑑みれば、そうした土地の地歴について、軽米町は過去その場所に何があったかということ自体も把握しておりましたし、保健所としましても水質汚濁防止法など関連法案に基づいて台帳を調査して、そこに何があったかということ調べております。その結果といたしまして、有害物質を使用した履歴がない、有害物質を使用した事業所がないことが明確でございましたので、命令の発出は行われなかったということになります。

○高橋はじめ委員 答弁では、鉛の出どころはバッテリーか自然由来だと話をされておりますが、ここにあった工場は縫製工場といつつも、下着メーカーであったと。このメーカーのさまざまな製造工程で、過去にはそういう鉛類が使われていた可能性もあると。私もいろいろ調べましたけれども、鉛の由来のところに染物というのもあると。あとは、ほかの業種もあるのですけれども、そういったことを思慮深く見れば、鉛が検出される可能性も否定できません。この種の届け出は、最初に受理した2日間書類だけ見て、書類が整っているからオーケーを出すのではなくて、しっかりと話し合いをしながら、後々問題起こらないように確認をしておく必要があるのではないかと思います。特に先ほど言ったように、病院の跡地だということ、それから建屋を利用してさまざまな事業も展開されたということから、今回は早く回答し過ぎたのではないかという思いで捉えております。

それから、鉛の問題についても、この程度だからいいとか、10倍以内だからいいということではなくて、0.01という基準値があるわけだから、この基準値を上回ったら何かしらの問題があるのではないかという想定の下に初期対応すべきではなかったかと思っております。

今後のことも含めて、今の体制で進めるのか、手順の見直しをしながら、より一層こういった問題が起きないように図っていく取り組みを今検討しているのか伺います。

○黒田環境保全課総括課長 いわゆる3,000平米を超える形質変更届につきましては、高橋はじめ委員がおっしゃるとおり、今般の不手際も含めまして、しっかりと事業者や市町村、関係する団体などにも通知を出して、改めて理解の促進を促していきたいと考えております。

また、面積が小さい場合であれば、そもそも届け出が必要ないことにはなりますが、そういった場合でも土壤汚染が発見された場合は、土壤汚染対策法に基づいてしっかりと対策

を取るよう、土地の所有者などに指導を行っていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 時間がないようなので、最後にしますが、この鉛を含む土壌はどのように処理されたのか、知っている範囲でお答えいただければと思います。さまざまな廃棄物の処理も、鉛を含む土壌も、それぞれ処理の仕方が違うと思うのですが、どのように処理をされたのかお伺いします。

○黒田環境保全課総括課長 鉛を含む土壌につきましては、約 430 トンを秋田県の専門の事業者へ委託して処分をしたと聞いているところでございます。

○佐々木茂光委員 私からは、予算に関する説明書の中にもありましたが、海岸漂着物等地域対策推進事業費についてですが、海岸漂着物というのはどのようにくりになっているのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 海岸漂着物ですが、海洋を漂っているもの、または海洋から打ち上げられたものなどを本事業の対象として撤去なり、清掃活動の支援などを行っているところでございます。

○佐々木茂光委員 海洋というのは、どの辺まで指しているのですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 基本的に範囲は決まっていなくても、実際に市町村で清掃活動等を行っている場合は、湾において清掃活動も行っていますし、打ち上げられたものについては回収活動を行っております。

○佐々木茂光委員 主にどういった漂流物、漂着物を指しているのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 漂流したり、漂着しているものですので、自然物も含めて全てのものの回収等を行っております。

○佐々木茂光委員 主にとすると、例えばプラスチックとかそういった類いのものを指しているかと思うのですが、まず東日本大震災津波から 10 年たっていますけれども、そういった中でまだ東日本大震災津波のごみと思われるものもしけのあるたびに発生して、今まで海底にあったものが上がってきたり、それから地先のほうから湾内に出てきたりするものもあるのです。その辺の対応はどのように図られているのですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 海岸漂着物等地域対策推進事業において、そのような後から出てきた漂着物についても回収事業を行っているところであり、市町村への補助事業なども行って、回収を進めているところでございますが、一部海底のものについては漂着物として扱わずに、所管部署において対応をしているところでございます。

○佐々木茂光委員 最後の所管部署というのは、どのようにくりですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 本事業で扱っている海岸漂着物については、環境省の補助事業等で行っておりますけれども、海底にあるものの引き上げ等は、漁業関係の部局で対応していると承知しております。

○佐々木茂光委員 要するに漂着している分についてはこちらでやるけれども、例えば海底のものなどは水産関係ということですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 そのとおりでございます。

○佐々木茂光委員 現状では量的に年間どのぐらい回収されているものですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 海岸管理者の報告によりますと、令和2年度に回収された海岸漂着物は320トンでございます。ただ、これは毎年変わっておりまして、平成30年度が435トン、令和元年度は3,451トンでありました。これは台風第19号の影響があると思われま。

○佐々木茂光委員 とかく沿岸部というのは、災害があつたりすると川を通じて海に流れ着くのです。最終的には、漁業者の人たちや動植物にいろいろな被害や影響をもたらすのです。そうすると、地元の方々を含めて、漁業者の人たちが先頭に立って回収をしたりしているのですけれども、しばらく置いておくと沈んで、またしけになると下から上がってきたりするものもあります。漁業者も今非常に大変な状況にあるので、やはり先んじて手を打って、これはあなたたちのものだ、俺たちのものだという、そういうのは後づけでいいので、何かそういう量的に動き出したときというのは、とにかく連携を強くしててきばきと対応していただきたいと思ひます。御意見があつたらお願いします。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 ただいま佐々木茂光委員から御質問、御意見がありましたけれども、基本的に災害が起つた場合、例えば川から木が流れて湾に入ったという場合は、国土交通省なども手当てするところがございまして、後からそのようにわかつたものは、例えば市町村で粗大ごみとして扱えるのであれば、近隣の処理施設などでの処理もできるかと思ひますので、市町村での処理も含めまして、当方ではいろいろとコーディネートしていきたいと思ひております。

○吉田敬子委員 まず初めに、執行部から御報告ありました件についてお伺ひしたいと思います。

まず一つ、動物愛護管理推進計画の策定についての中で、11ページにマイクロチップの登録頭数についての資料がありました。全国的にマイクロチップの普及はなかなか進まないと思ひしておりますけれども、本県の現状は14%とありますが、犬と猫それぞれの程度なのかわかればお示しいただきたいです。また、自治体によってはマイクロチップ装着のための補助をされているところもあるようですけれども、本県においてはそういった自治体があるのかお伺ひしたいと思います。

もう一つは、いわて男女共同参画プランの変更について、現在女性の生活困窮者の割合、相談件数、作成件数が、どの程度あるのかお伺ひしたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 二つ目の男女共同参画プランに関する御質問で、生活困窮者の割合、相談件数でございます。生活困窮者自立支援制度自体、保健福祉部の所管事業でございまして、その相談を受け、生活困窮者に対するさまざまな相談を受けるところで、生活困窮者というようなくくりでの相談件数等の数字を把握しておりませんが、令和2年度の新規相談受付件数が4,524件、プラン作成件数が1,608件でございます。

○佐藤食の安全安心課長 マイクロチップの状況について、まずはっきりした数字で御説

明できるのが令和元年度でございますが、犬では 12.38%となっております。資料に記載しております令和2年度は、6万頭に対して8,491頭ということで、若干上昇している状況でございます。

猫につきましては、ペットフード協会の推計頭数となりますが、令和元年度は岩手県では9万635頭が飼養されていると推計されております。これで計算いたしますと、現在マイクロチップの装着は、令和元年度で1.7%という状況でございます。

また、マイクロチップの装着に関する補助について、現在そういった制度は本県においてはございません。

○吉田敬子委員 男女共同参画プランは、生活困窮者に対する支援であったり、割合は保健福祉部の所管ではあるかと思えますけれども、やはりこういったプランが県の中で改定されるということで、環境生活部でも認識は必要だと感じておりました。

相談件数、プラン件数をお示しいただきました。これまでは作成した割合だったのが相談件数、実数になるわけですけれども、これまで作成していた割合の目標値に対する現状がどうだったのか追加でお伺いしたいです。また、マイクロチップについてはなかなか進まない、難しいという認識であります。犬が12.38%、猫が1.7%ということで、これは多分岩手県だけではなく全国的な課題だと思っているのですけれども、他県だとマイクロチップをつけるための補助を行っている自治体がある中で、本県ではゼロということでした。譲渡や返還を進めていくのはもちろんですが、マイクロチップの義務化は、既存の犬、猫については努力の範囲内ではありますけれども、やはり動物の事業者県民のどちらも犬、猫の愛護、適正飼養についてしっかり意識を持たなければいけないと思っております。マイクロチップが進まないという課題について県としてどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 生活困窮者自立支援制度のお尋ねでございます。今まで新規相談件数に対するプランの作成割合という目標を設定しておりまして、年々新規相談件数も増加傾向にあります。令和元年度が2,641件で、令和2年度が4,524件と大幅に増加しております。プランの作成件数は令和元年度が687件で、令和2年度が818件でございます。生活困窮者自立支援制度の中でも必ずその後いろいろな給付や貸し付けを行う中で、申請者に対するその後の償還といったプランが必要だというところで割合を指標としておりました。今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、生活福祉資金の貸し付けを特例的にプランの作成まで行わずに迅速な対応をしたということで、相談件数に対するプランの作成割合で測るよりも、人口10万人当たりのプラン作成件数を指標として設定するほうが適切ではないかということで変更を行うものでございます。

○佐藤食の安全安心課長 マイクロチップにつきましては、所有者明示の方法として非常に重要であるということで、県ではこれまでも県内で行う動物愛護イベントなどでマイクロチップの装着デモを行っておりまして、皆様に理解を深めていただく機会を提供しているところです。

ただ、実際に装着が進まない理由といたしまして、県では動物愛護に関するモニターアンケートを実施しているのですが、所有者明示を行わない方の意見としては、お金がかかる、動物が嫌がる、かわいそうだからといった回答もいただいております。なかなか支援策、お金の関係についてここでは何も申し上げるものはないのですが、例えば行方不明になっても返還される、そういったメリットを考えた場合には、非常に有効なツールですので、今後もしっかり正しい理解の促進に努めてまいりたいと思っております。

それから、先ほど御質問いただきました令和3年6月1日以降の新規事業者数について併せて御報告させていただきますが、盛岡市を含む件数となりますが、第一種動物取扱業は、今年の6月1日以降で21件の新規事業者登録となっております。うち盛岡市が4件という状況でございます。また、第二種動物取扱業はゼロ件でございます。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 先ほど答弁の中で、新規相談受付件数と、プラン作成件数がありましたが、新規相談受付件数の中のプラン作成件数の割合については、令和2年度が18.1%となっております。

○吉田敬子委員 生活困窮者、相談件数は令和元年から令和2年では2倍にふえているということで、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きいか思います。一方でプランの作成状況が18.1%ということは、やはり支援していかなければいけない方に対して支援が行き届いていない現状だということが改めてわかりました。それについてしっかり県として支援、対応していこうという改定だと思っておりますので、ぜひしっかり対応していきたいですし、注視していきたいと思っております。

動物愛護の関係についてはわかりました。私自身ももう少し研究して、どうしていったらいいか、県民に対する普及啓発も大事ですし、事業者への指導、監督もそうですし、どちらにも必要だととても感じております。先ほどの請願も含めて、やはり今回の動物愛護法改正の趣旨にのっとり、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなかそういった機会が持っていないのも現状ですけれども、しっかり工夫しながらイベント等を開催していただきたいと思っております。

最後に、女性活躍の取り組みについてお伺いします。県では、女性活躍推進に関するアンケート調査を定期的実施されております。平成30年度のアンケート調査の結果を踏まえて、これまで具体的にどのような取り組みをされてきたのかお伺いします。

アンケートの中からは、女性の採用や登用に関する目標設定について、設定していないし今後も予定がないが60.2%と高い現状です。また、女性の活躍推進に向けた取り組みが特にない場合の今後の取り組みについても、特に必要性を感じておらず取り組まないと言っているのが51.8%もあることについての県の所感と、これに対して何に取り組んできたのかお伺いします。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 まず、女性活躍推進に関するアンケート調査を踏まえた取り組みでございます。平成30年度に実施したアンケートですが、従業員規模10人以上の事業所を対象として女性活躍の現状等を調査したものであります。8割以上

の企業から女性活躍に向けた取り組みを行っているとの回答があった一方で、女性活躍を推進する上での課題といたしまして、家事、育児、介護等の負担が重い、本人が昇進を望まない、担当できる仕事や配置できる部署が限られているなどの回答があったものでございます。

こうした課題を踏まえ、県といたしましては経営層の意識改革のための研修、ワーク・ライフ・バランスの促進、女性のキャリア形成支援のための研修等を実施し、女性活躍の促進に取り組んできたところでございます。

二つ目のお尋ねの、女性の採用や登用に関する目標設定についてでございます。先ほども述べましたとおり、女性活躍を実施している企業は多かったところでありますが、企業によっては実施していないであるとか、必要性を感じないといった理由により、消極的な事業所もあったと認識しております。

平成30年度にアンケートを取りましたが、女性活躍推進法におきまして一般事業主行動計画について規定されています。一般事業主行動計画には、採用者、管理者に占める女性の割合などを把握し、数値目標や取り組み内容を盛り込むこととされております。計画策定義務がこれまで常時雇用301人以上の事業主でありましたが、この4月から、常時雇用100人以上の事業主まで拡大されることとなっており、こうした制度、計画に基づく目標を定めるといったところも含めてですが、いわて女性の活躍促進連携会議において岩手労働局と連携して周知したところでございます。

さらに、女性活躍推進に取り組むメリットについて、いわて女性活躍推進員による企業、団体への訪問や経営者向けセミナーなど、さまざまな機会を捉えて企業、経営者等への働きかけを行ってきたところでございます。

○吉田敬子委員 行動計画が4月から100人以上の従業員がいる事業者に拡大されることの普及啓発と、女性活躍に取り組むことでのメリットについて、企業に対して広報、啓発されたというこの二つだと思いますけれども、私が問題視しているのは、もちろんこれだけではなかなか厳しいのではないかとということ。また、予算特別委員会でも商工労働観光部に質疑させていただきましたが、もちろん環境生活部だけができることでもないですし、連携してやっていくことは必要だと思うのですが、前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長も御答弁されていたように、そのアンケートの中身を見ると女性が希望しないから、能力がないから、そもそも業種が女性には適当ではないという方が結構いらっしゃるわけですね。それが本当にそうなのかということ。やはり意識を変えていかなければいけないことが課題であって、商工労働観光部の担当課からは、アンコンシャスバイアス、無意識のバイアスがかかっていることが課題だとおっしゃっていただきまして、まさにそのとおりです。ここをしっかりと具体的に環境生活部でも取り組んでいただきたいと思っております。事業主行動計画の策定義務が常時雇用100人以上の企業に対して拡充されたので、拡大してくださいだとか、女性活躍のメリットだけでは、そこを変えていくことはとても難しいと感じております。

いわて女性の活躍促進連携会議でしっかり取り組んでいきたいというお話でしたけれども、では具体的に新たな取り組みとして何かあるのか、例えば岩手県男女共同参画センターもそういった普及啓発事業をやられておりますけれども、岩手県男女共同参画センターの新年度の新たな取り組み、また女性のエンパワーメント研修、経営者研修についての具体的に新たに追加されることがあればお示してください。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 いわて女性の活躍促進連携会議などの新たな取り組みについてでございます。吉田敬子委員からもお話あったとおり、さまざまセミナーの開催などに取り組んでまいりました。やはり経営者層の意識改革が重要であるとともに、特に若年女性のキャリア、そういったところに対して働きかけるというところも重要かと思っております。

令和4年度におきましては、関係部局などと連携いたしまして、女性が働きやすい職場づくりを行っている企業の動画を作成いたしまして、高校生や大学生に強く情報発信する取り組みを新たに行うこととしております。

また、先ほど吉田敬子委員もアンコンシャスバイアスについて述べていらっしゃいましたけれども、女性活躍の妨げとなっている一つの要因として、まさに性別による固定的な役割分担の意識というものがあります。これの解消を目指しまして、令和4年度ですが、岩手県男女共同参画センターと県で主催します男女共同参画フェスティバルにおきまして、男性の家事、育児参加と多様な働き方の推進をテーマとした講演会を計画しております。これらにより、性別にとらわれず仕事と生活の両立に向けた意識啓発などの取り組みを行い、さらなる女性活躍の推進に向けた理解を深めてまいりたいと思っております。

○吉田敬子委員 具体的な、例えば新たに何か追加してここをやるということがなかったわけですがけれども、継続してこれまでと同じような取り組みをされていくということと私は受け取りました。アンケートは今年度もされていて、今まとめられて、来年度には結果が出るかと思っておりますけれども、細かく見ると具体的にこういったセミナーもあるといいという項目の中に、女性従業員のキャリア形成を目的とした講演会、セミナー等や、管理職への意識啓発のためのセミナーもあって、1位ではないけれども、上位にずっと入っているセミナーは、もう少し踏み込んでやってもいいのではないかと感じています。商工労働観光部でもそういった事業を実施しているかと思っておりますけれども、もう少し岩手県男女共同参画センター主催も含めて、ぜひこういった事業をやっていただきたいと思っておりますし、岩手県男女共同参画センターの事業運営費が縮減されている中でなかなか厳しいかと思っておりますけれども、事業費アップに向けて取り組んでいただきたいと思っております。商工労働観光部でできない岩手県男女共同参画センターの役割について県としてどのように認識されているかと県の今後の取り組みについてお伺いして終わりたいと思っております。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 新規事業について私の説明が舌足らずなところがあったかと思っておりますけれども、特に若年者向けの動画を作成するというところがございます。これまでも県の女性活躍に関するホームページであるとか、あとは冊子を配付

するなど、そのほか商工関係グループと連携しながらやってきておりましたけれども、特に若い世代に訴えかけるような、就職期、進路を選択する時期である高校生、大学生向けのコンテンツを意識してまいりたいと考えております。

また、アンケート調査についてでございますけれども、平成30年度のアンケート結果を出しておりますけれども、今年度、平成26年度、平成30年度に続き、3回目のアンケート調査を実施しております。その調査結果を取りまとめまして、前回調査との経年変化であるとか、吉田敬子委員からは平成30年度のときのアンケート調査に対するものもございましたけれども、これまでの県の取り組みに対する御意見とまた新たな分野でも取り入れまして、セミナーの内容について説明してまいりたいと思っております。

岩手県男女共同参画センターの役割でありますけれども、やはり男女共同参画であるとか、女性活躍推進というのは、かなりいろいろな関係分野にわたって取り組まなければならないところです。この中で女性特有の課題を絞ったような形で、女性の就労相談であるとか、就業に向けた学習機会の提供にも取り組んできたところでございます。やはり県としても県民に広く学習であるとか、情報共有の拠点として考えておりますので、岩手県男女共同参画センターの運営主体等とも密接に意見交換しながら、市町村の男女共同参画部局であるとか、また大学生などのこれからを担うような方々の意見なども聞きながら連携して、岩手県男女共同参画センターを拠点とした取り組みをさらに検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

○白澤勉委員 私からも2点通告しておりますが、先ほど高橋はじめ委員から土壌汚染対策法等についての御質問がありましたので、こちらから質問させていただきます。

まず、先ほど黒田環境保全課総括課長が答弁の中で、今回の不手際について謝罪するような答弁がございましたが、不手際とはどういったことでしょうか。確認を含めてお伺いします。

○黒田環境保全課総括課長 不手際と申しましたのは、先ほど高橋はじめ委員から御指摘があったとおり、軽米町において、当初住民からの指摘を受けて、問い合わせに基づいて届け出した。そこから始まって、一旦は形質変更届の様式を整えて出して、二戸保健福祉環境センターで受理をしたわけですけれども、その後さらにまた住民からの指摘を受けて、隣地に駐車場を建設するところが漏れていたといったことを軽米町側の不手際という言い方でお話したことでございます。

ただ、結論から言いますと、いわゆる3,000平米以上であれば、8,000平米、1万平米と大きくなりましたけれども、いずれにしても手続上は一緒でございますので、そうした書類が足りないといったことについては、軽米町側ではてんまつ書をまとめて二戸保健福祉環境センターに提出したところでございます。

○白澤勉委員 11月1日に軽米町では事業着手をされまして、本来であれば30日前に形質変更を届け出る。それで、今のてんまつ書というのが11月、私が聞いている話では3日

の着手後にいろいろなことがまたあって、てんまつ書を軽米町で出されているということでございます。

今回医療局に対して、軽米町から1億6,500万円にも上る医療系廃棄物の処分経費だとか、あるいは先ほど議論になっている鉛を含む土壌の処分経費等が陳情書として、昨年9月ごろに出されているのですけれども、通常事業をする施工者、それは民間であろうが、行政であろうが、事業に着手する場合、例えば土地をまず確保する、購入したり借りたりするのですけれども、事前に不動産鑑定士などが土地を調査するのが一般的だと思うのですが、それはどのようなになっているのでしょうか。

○黒田環境保全課総括課長 今のお話でいうところの購入する土地の使用履歴になるかと思えますけれども、昨今は土地の購入の際に土地の履歴を調査するということがごく一般的に行われておりまして、県内の広域振興局におきましても月に数件問い合わせの電話が寄せられております。これにつきましては、口頭で回答をしているところでございます。

○白澤勉委員 土地取引においては、重要事項説明といった部分にまさに該当するものがありますから、通常民間であろうが、官民であろうが、そういった部分については履歴を含めて事前に調査行うのだと思います。まず着手するに当たって事前準備として、行政では、表層土壌調査などがあると思うのですけれども、一般的にはどうなのですか。

○黒田環境保全課総括課長 いわゆる土地の使用履歴におきまして、過去に有害物質を使った可能性のある事業所、例えばクリーニング場であるとか、いろいろな工場とかであるとかということがあるとすれば、白澤勉委員がおっしゃるような事前調査を実施することはあると考えられます。

○白澤勉委員 いずれにしても、事業着手して土を動かしてから何かが出てきたとか、有害物質が出てきたという事業に非常に影響が出るわけでございます。今回はごみだったのですけれども、もしかしたら金が出てきたかもしれない。そういったときには、変な話ですけれどもその土地の所有者は施工者に金をやるわけがないですよ。所有者の責任ですから。事業着手する甲、乙、土地の所有者との関係の中で、しっかり進めていくべき話だと思って聞かせていただいております。仮に廃棄物が見つかった場合、一般的に責任の所在は誰にあるのですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 廃棄物処理法の規定がありますので、建設事業者が一義的には排出者になって、廃棄物処理法に基づいて処理することになると考えております。

○白澤勉委員 つまりは誰ですか。軽米町ですか、あるいは所有者ですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 かるまい交流駅（仮称）の案件においては、廃棄物処理法が施行される前の事案ですので、廃棄物処理法ではない解釈ですが、今回の場合は軽米町が排出者になっています。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 補足でございますが、先ほど廃棄物が出てきたものの責任はどなたかというお問い合わせでありまして、出てきたものの処理の責任は建設事業者という話がありましたけれども、まず基本的には土地から出てきたものでご

ざいますので、土地所有者になるということで、調査だとか、撤去だとかという形の対応を取る必要があると考えております。

○白澤勉委員 それでは、お伺いしますが、医療局には責任あるのですか。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 今、佐々木資源循環推進課総括課長が答弁しましたが、廃棄物処理法前の違法ではないごみの捨て方でありましたので、基本的に廃棄物処理法上の責任はないと考えております。

あとは、先ほど白澤勉委員からもお話のあった土地所有者同士の取り引きの中で、お互いにそういった事前に知らざるものが出てきた場合はどうするかは、土地契約の中で解決していくものと考えております。

○白澤勉委員 いずれにしても、通常事業をする側、そして土地の所有者であったり、まずその中で話し合われていくべきものだと思います。

責任の所在についてはこのくらいにしておきますが、今回鉛の基準値 0.01 を大幅に超える、たしか 0.058 だったと思いますが、土壌が汚染されたものが出てきたのですが、先ほど 10 倍を超えなければ云々というお話もあったのですが、私は感覚的に住民の不安だとか健康被害の恐れがあればやはり環境行政としては広く住民に公開し、対策を打っていくというのが基本的には重要な視点だと思っております。第 2 種、第 3 種特定有害物質の詳細調査などはやるべきだったのではないかと思います。本来誰がやるべきだったのかお伺いいたします。

○黒田環境保全課総括課長 調査につきましては、一義的には土地の所有者が実施する形になろうかと思われま。また、その基準の判断につきましては、先ほどお話ししたとおり、国の法律や施行通知などに照らし合わせて判断されるものかと存じます。

○白澤勉委員 私もそのように思うのです。では土地の所有者に対して行政でどのように指導されたのかお伺いします。

○黒田環境保全課総括課長 二戸保健福祉環境センターとしては、軽米町からの報告を受けまして、鉛が見つかったことについて、軽米町から積極的にお知らせするように指導をしているところでございます。

先ほど高橋はじめ委員の質疑の際にお話ししましたけれども、いわゆる有害物質が発見された場合につきましては、その状況にもよりますけれども、公表する基準というものを定めております。これが状況によって五つ設けておりまして、すぐにでも健康被害が起きるような状況であれば、県が率先して公表して、詳しい説明は事業者が実施するような形を取りますけれども、今般のものにつきましては、周辺の地下水調査で鉛が検出されなかったこと、その井戸が飲用に使用されていないことなどを鑑み、土地の所有者である軽米町に公表を促したところでございます。

○白澤勉委員 今回はまず鉛のお話でありました。例えば私の住んでいる矢巾町で岩崎川の工事をしたときに、基準を超えたヒ素、これは自然由来なのか原因はわからないものが出てきた。そういったときに、汚染は確認されるが、健康被害のおそれがないものの除去

などの措置を求めない区域ということで、形質変更時要届出区域が法律で規定されております。県のホームページにおいても、そういった今の形質変更時要届出区域のような少し危ないところは場所も公表したりしておりますが、今回の部分については、そういった区域指定だとか、あるいは情報公開すべきかと思うのですけれども教えてください。

○黒田環境保全課総括課長 区域指定につきましては、掘削除去した後の状況により判断する流れになっております。また、情報公開につきましては、我々としても、二戸保健福祉環境センターから軽米町に対して積極的に公表をするようにお話をさせていただいているところでございます。

○白澤勉委員 令和3年には、遠野市の宮守地区においてもそういった鉛、あるいはその他化合物が基準値を超えた、溶出基準超過したということで、公表されている事案がございましたけれども、それとの違いというか、今回の軽米町の案件ではなぜ公表しないのか、改めてお聞きします。

○黒田環境保全課総括課長 軽米町の対応というところで、公表をしないことについて、県としてもう少し指導したらよろしいのではないかと受け取りましたが、軽米町での御判断もございますので、二戸保健福祉環境センター側からの一定のお願いという形での指導はしておりますけれども、そこから先につきましては軽米町の御判断ということになるかと思っております。

○白澤勉委員 先ほど風力発電の環境アセスメントのお話がありました。話が少しずれますけれども、この環境アセスメントについても、基準に満たないような法律あるいは条例の対象にならない部分は、事業主体側はやらなくていいのかといえば、そんなことはないですよ。これまでも県は、そういった事業主体に対しては、住民環境への影響を極力守る立場ですから。そういった意味では、皆様のスタンスは法律だとか条例の対象になっていないから、どうぞ御自由にやってくださいという話ではないはずですよ。

何を言いたいかという、例えば鉛の基準値の5倍を超えたものが50カ所調査した中で2カ所出てきたならば、さらにそこをボーリングしながら調査をしていくとか、あるいは自主的に住民の皆様の不安を軽減するような御指導をすべきではないかと思っております。

この点はこの程度にしますが、例えば汚染除去計画についても出されたのか、あるいはもう除去されたようだけれども、こういった計画の届け出、あるいはその届け出があってどういう指導をして、ではそれをこのように処分するのだと確認しながら進めていると思うのですけれども、改めてそのような取り組みを含めてお考えをお伺いいたします。

○黒田環境保全課総括課長 白澤勉委員御指摘のとおり、やはり汚染された土壌が出たことがわかっておりますので、それについては土壌汚染対策法に基づいてしっかりと処置、対策、処理などにつきまして実施していただくように、軽米町を指導しているところでございます。

また、地域住民に関しましては、やはり健康被害が起きるおそれがあるかないかというところで判断いたしますので、今回は地下水からは鉛が検出されなかったということで、

健康被害のおそれは非常に可能性が低いということでの判断でございます。それに合わせた対応をしてきているところでございます。

○佐々木朋和委員長 白澤委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○白澤勉委員 それでは、通告しておりました鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

今回も第6次シカ管理計画、ツキノワグマ管理計画等々が示されておりますが、捕獲数の急増等の現状に対する御認識についてお伺いいたします。

○藤原自然保護課総括課長 捕獲数の急増に関する御質問でございます。令和2年度の捕獲数でございますが、県の指定管理鳥獣捕獲事業と市町村の有害駆除、狩猟を合わせましてニホンジカが2万731頭、イノシシが662頭、熊が555頭でありまして、いずれも前年度を上回っているところでございます。

捕獲数が増加した要因でございますが、生息域の拡大、減少しない農業被害を踏まえた有害捕獲の大幅な増加、山地における降雪量の増加によりまして鹿の捕獲効率が向上しておりましたし、狩猟者の方々の御尽力、さまざまな要素があるものと認識しております。

しかし、現在もイノシシやニホンジカによる農業被害、列車の衝突事故等、生活環境の被害は依然として続いておりますので、今後も被害の低減に向けたより一層の捕獲強化を行ってまいりたいと思います。

○白澤勉委員 今回それぞれの管理計画を改めて見ますと、基本目標の書き方というのは、やはりそれぞれ違うのですね。まず、鹿についても当面2万5,000頭以上の捕獲を目指すことを基本目標にしていますが、現在皆様が推定しているのは、もう4万頭から10万頭以上にふえているという実情について、基本目標の設定の仕方、あるいはイノシシの管理計画については、書き方が科学的かつ計画的な管理の促進をするというように、まさにこういった視点が大事だと思うのですけれども、ほかの管理計画になぜこういう科学的、計画的な管理計画という用語が入ってこないのかお伺いします。

○藤原自然保護課総括課長 科学的な視点は、どの計画でも共通の視点として盛り込んでおりまして、モニタリングを実施しているもの、例えば鹿などにつきましてはふん塊調査等により推計頭数等を割り出しておりますし、熊につきましてはヘア・トラップ調査というような体毛によりまして生息頭数を出ししています。そのような視点は、各計画には盛り込んでおります。

○白澤勉委員 本当にそういった思想を第一にしているのであれば、やはりこういったそれぞれの計画のワンペーパーの基本目標の設定のところの用語にも、もっと具体的にはつきりと明記して、対策をしていくべきだと思います。環境生活部は捕獲が目当てではなく、あくまでも適正な管理をしていく中で今後制度や住民の生活等の部分で進めていかなければ

ばいけないということでもあります。

そして、担い手対策についてですが、私は今年度ある役場でわなの設置などの担い手の講習を受けようとして申し込んだけれども、定員オーバーで受けられなかったという話も聞いておりました。まさにこれは担い手確保対策、狩猟免許の取得という部分をしっかりと進めていく必要があると思いますが、具体的な試験対策についてお伺いします。

○藤原自然保護課総括課長 担い手の確保についてでございますけれども、狩猟免許試験は年3回行っておりまして、内陸地域、沿岸地域と会場地も変えておりますし、取得しやすいように休日等に実施している状況でございます。

また、試験に合わせまして予備講習会を、公益社団法人岩手県猟友会の方の御協力を得まして開催しておりました。それによりまして、高い合格率に寄与しているものと考えております。

白澤勉委員からお話がありました申し込みを断った研修会でございますけれども、ちょうど年明けに解体を含めた技術向上のための研修会を行うのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして定員を絞っており、お断りした状況でございますが、今回動画も撮影しておりましたので、そのような教材も活用して担い手確保に資してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○黒田環境保全課総括課長 午前中に高橋はじめ委員から御質問いただきました太陽光発電における形質変更届け出でございますけれども、3,000平米以上のものにつきましては、形質変更届の提出をいただいているところでございます。

令和3年の届け出状況でございますが、県北広域振興局管内1件、沿岸広域振興局管内1件、盛岡広域振興局管内2件の計4件でございます。

白澤勉委員から御質問がありました汚染除去当計画についてですが、軽米町に対しましては、土壌汚染対策法に基づいて適切に処理等の対応をするように二戸保健福祉環境センターで指導しておりまして、処理の計画等を法に基づいた形で実施しているところでございます。

○山下正勝委員 それでは、私から2点お願いしたいと思います。

まず初めに、PCBの廃棄物適正処理についてです。今回新規で事業費が計上されていきますが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づいて行政代執行に取り組むとありますけれども、御説明をお願いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 PCB廃棄物適正処理対策事業費であります。PCBは昭和40年代まで電気機器の絶縁油などに広く使われてきましたが、人体に有害であることから、国はPCB特別措置法を制定し、全てのPCB廃棄物を令和9年度までに処理することとしたところです。

県内のPCB廃棄物のうち、大型変圧器やコンデンサーなどを保管する事業者は、令和

3年度末までに北海道室蘭市の中間貯蔵・環境安全事業株式会社で処理しなければならないことになっております。この処理期間を過ぎても処理されないPCB廃棄物については、保管事業者に対して知事が改善命令を発することとされ、本命令に従わない場合や保管事業者が特定できない場合は、県が行政代執行によって処理を行うこととされています。現在指導に応じない保管事業者や保管事業者を特定できない案件が5件あり、令和4年度中の処理に向け、準備を進めているところです。

県では、全てのPCB廃棄物の処理が完了するよう、特別措置法に基づいて適切に対応していく予定としております。

○山下正勝委員 先ほど行政代執行の準備をしている案件が5件あり、室蘭市で処理するという話でございました。私が調べたところ、東京都の事業者などであったということです。県の方針ではあるのですけれども、あくまでも実態調査の中の5件なのか確認します。

○佐々木資源循環推進課総括課長 電気事業法等に基づいて集めたデータに基づいて現在把握している事業者数でして、今後新たな事業者が出てくる可能性もございます。

○山下正勝委員 どことは言いませんが、要するに昔からの工場や製材所が事業を廃止した部分だけが出てくると思うのです。県はせっかくこういう条例があるのであれば、そういう措置をやっていかないと大変だと思っていました。私は、農家だと塩化ビニールなどからダイオキシンが出るといったことだけかと思ったら、今回このようなものが出てきて勉強になりましたけれども、そういった意味では、これからの環境は大変なので、しっかりお願いしたいと思います。

あともう一点、県境産業廃棄物について、一般質問の答弁の中で令和4年度で原状回復の終了にめどが立ったとのことでした。それについて、私もいろいろなところに聞き取りしましたけれども、最終的には2カ所の井戸を残すという話を聞きました。井戸を残すということは、水質調査は当然そのままやっていくと思いますが、令和4年度の現状回復終了後の管理はどこなやるのでしょうか。

○田村特命参事兼再生・整備課長 原状回復事業の終了に向けた問題でございますが、山下正勝委員御指摘のとおり、現場内の一部の地下水にまだまだ汚染等が残っておりまして、現在1,4-ジオキサン対策のために現場内に83カ所の井戸を設け、地下水質のモニタリングを行っているところでございます。現時点で5カ所の環境基準の超過が確認されている状況でございます。これらにつきましては、来年度早々に追加の浄化対策を行うことにより、しっかり対策を終了させるよう努力するところでございますが、令和5年度以降におきましても、場内に数カ所の井戸を残しまして、さらに場外の河川水も併せて数年間はモニタリングを継続する予定としております。

○山下正勝委員 私が少し心配しているのは、令和4年度である程度やりますので、令和5年度は国の事業はもう終わっているのですか。

○田村特命参事兼再生・整備課長 原状回復事業につきましては、国の財政支援を受けて行っているものでございますが、その根拠でございます通称産廃特措法という法律が来年

度末で失効することになっておりますので、我々が行っている行政代執行も来年度いっぱいまで何とか終了させようとしているところでございます。

○山下正勝委員 私はその後、土地の地権者の問題点が出ると思います。聞くと、青森県ではその土地は青森県が財産取得したという話がございますけれども、岩手県の場合は令和4年度で調査を全部やったから、地権者に戻すのか、それともまだ調査等があるという話ですが本県はどういう考えでしょうか。

○田村特命参事兼再生・整備課長 青森県の土地取得に関する詳しい情報は承知してないところですが、本県の場合は、現場の土地のほとんどが不法投棄の原因者所有の土地になっていますので、県が差し押さえを行っております。県が行政代執行をしていく中で膨大な費用をかけておりますので、それを少しでも回収するために、時期を見て公売にかける予定でございます。

○山下正勝委員 わかりました。もう一点ございました。植樹や、再生可能エネルギー、水素などによる利活用をやりたいという答弁がありましたが、調査費として1,100万円ほど予算が計上されていますが、どのようにやっていくのかお伺いします。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 今のお話は、県境不法投棄されたことで、負の遺産になっているところを原状回復して、水素の利活用を目指してプラスにしていきたいということでございます。今年度と来年度を通じて、現場で例えば太陽光発電をして水素をつくるといった事業が成り立つか調査を行っております、そういった中でまずは現場をプラスにしていく事業として、水素利活用を検討している状況でございます。まだまだ調査の途中というところでございます。

○山下正勝委員 そうするとまだ二戸市などにはまだこの話の説明はないでしょうか。

○佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 現場をプラスにしていくために水素を利活用していこうということは、現場の原状回復を話し合う青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会があるのですけれども、その下部組織にワーキンググループを設けていまして、二戸市、二戸市商工会だとか、二戸市のいろいろな団体や会社の方々に集まっていただいて、その中で再生可能エネルギーの利活用もできるという意見をいただいて、いろいろ調査を進めているところでございまして、その内容につきましては、二戸市の担当の方も承知しているものです。

○山下正勝委員 産業廃棄物ですので、今まで県境のいろいろな部分でイメージダウンしておりますので、その辺を御理解いただきながら、水素以外の発電か何かになるかわからないですけれども、二戸市には御所野遺跡の世界遺産などいろいろなところがありますので、そういうところも鼓舞しながらよろしくお願ひしたいと思います。

○千葉秀幸委員 私から、1点だけ質問させていただきます。鳥獣保護計画についてでございますが、農林水産業被害等が顕著な人とのあつれきが深刻化している鳥獣ということで、鹿、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシ、多くはこの4種なのだろうと思っております。まずイノシシについてでございます。生息数を適正な水準に減少させるとうたってい

るわけですが、生息数も把握されていない中で、どうやって適正な水準の根拠を持ち合わせているのかということと、あとは適正な水準に減少させるための取り組みについても伺いたいと思います。

○藤原自然保護課総括課長 イノシシの御質問でございますけれども、推定の生息数の割り出しは県では行っておりません。まだ地域的に偏りがあるのと、調査手法がなかなか確定していないところもございまして、生息数の割り出しは行っておりませんが、アンケート調査等におきまして生息地域や、拡大している状況は把握しているところでございます。

適正な数というのは、もともと生息数を出していないこともあるのですが、現に被害も出ておりますので、その部分を低減させることを目標に、捕れるだけ捕るという形での目標になっております。

それから、捕獲の推進でございますけれども、指定管理事業におきまして猟友会等の御協力を得ながら捕獲を進めておりますし、本県ではイノシシをまだ上手に捕れない方々がございますので、令和3年度イノシシわな捕獲マニュアルを作りまして、来年度以降、随時捕獲者の方に配付する予定としております。

○千葉秀幸委員 現在GPS、あるいはドローン等々を活用していると思っておりますけれども、今後イノシシの生息、おおよそにはなると思うのですが、イノシシの生息数を割り出す予定はないのでしょうか。

○藤原自然保護課総括課長 令和4年度におきまして、GPSをつけて行動圏調査を行うこととしております。それが行く行くは推定生息数を割り出すことに資するかと思います。

ただ、ドローンにつきましては、他県でもやっているのですが、映ったものが鹿なのか、イノシシなのか、熊なのかがなかなか判定しづらいということもありますし、経費もかかると伺っておりましたので、こちらも引き続き研究を続けていきたいと考えております。

○千葉秀幸委員 被害関係もどんどん大きくなっているのです、ぜひとも引き続き調査を行っていただき、把握に努めていただきたいと思います。

そういった中で、イノシシは特に夜行性ですし、今は防護柵やわな猟により対応していると思っておりますけれども、イノシシは土を掘るものですから、防護柵についても下からくぐれたりとか、まだまだ課題が多いと思っております。

先ほど臼澤勉委員もおっしゃいましたが、数年前に平泉町等々でもまとまってわな猟で鹿捕獲に向けて進んだりしましたけれども、今後市町村単位でどんどんわな猟で捕獲していただく方向性の思い等々があれば、お知らせいただきたいと思います。

○藤原自然保護課総括課長 そちらにつきまして、先ほど御説明いたしましたイノシシわな捕獲マニュアルに盛り込んでおりました。実は宮城県で群れで捕る猟の仕方が進んでおりますので、関係者の方から御意見をいただきながら、その部分も盛り込んでおりましたし、また有害捕獲について、柵は農林水産省の補助金を受けて進めておりましたので、連

携しながら進めてまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 いずれ捕獲等々に関しては、まださまざまな検証が必要だと思っておりますので、引き続き進めていっていただきたいと思っております。

その中で、例えばパブリックコメントであったり、イノシシ管理検討委員会であったり、猟友会等々と意見交換しながら、どういう対策が必要か、あるいはどういうことが有効なのか、さまざまな議論を交わす必要があると思っておりますが、現在その委員会等々が年にどの程度開催されているのか、構成団体がどの程度なのか、大まかで結構なので、御説明いただきたいと思っております。

○藤原自然保護課総括課長 イノシシ管理検討委員会についてでございますけれども、去年は計画策定の年ということもございましたので、1回開催いたしました。JAの方々や、有識者ということで大学の専門家、猟友会の方捕獲を進めている市町村の担当者の方に構成員になっていただいて検討しております。

○千葉秀幸委員 わかりました。それぞれ今では33市町村全てで目撃されていると思いますから、地域性によってある程度傾向等々も違ってくるので、やはり年1回の開催だと非常に限界があると思っておりますので、偏らず幅広く多くの情報交換していただきたいと思っております。

少し話がそれますけれども、水田活用の直接支払交付金の関係について、今回いろいろと議論が出ていますけれども、ある程度これからも畦畔の再整備等々も求められるのです。100メートル当たり28万円だという話も出ていますけれども、イノシシは畦畔を壊したりするので、同様の被害が今後どんどん広がることも危惧されます。ぜひともその辺も進めていただきたいと思っております。最後にイノシシ等々の捕獲に関して、今後の取り組みを進める思いをお伺いして終わりたいと思っております。

○藤原自然保護課総括課長 イノシシにつきましては、一旦本県で絶滅したという形でございますけれども、平成28年度から拡大の一途をたどっている状況でございます。また、隣県では野生のイノシシから豚熱が出るということもありましたので、水田に限らず、養豚業など幅広い影響が危惧される状況でございますので、積極的に捕っていくことを進めたいと思っております。また不足している部分、猟具の扱いやマニュアル、あと効率化ということでGPS、見回りが少なくなるようなICTの活用もございますので、そちらを進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第32号社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**畠山企画課長** それでは、議案第 32 号社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例につきまして、お手元の議案（その 3）、38 ページをお開きください。内容につきましては、別途お配りしております説明資料により説明いたします。

社会福祉士及び介護福祉士の修学資金の貸し付けにつきましては、平成 5 年度に国の補助制度が創設されたことに合わせまして本条例を制定し、貸し付けを開始しました。その後、国の補助制度が改正されまして、県が適当と認めた団体が県の補助により貸し付けできる制度が追加されたことに伴いまして、この貸し付けにつきましては本条例に基づく直接貸し付けと比較しまして、貸し付け上限額、貸し付けの種類、財政措置等が有利であったため、平成 21 年度以降は岩手県社会福祉協議会が県の補助を受け貸し付けを実施しており、県の条例に基づく貸し付けについては債権が終了したことから、今般廃止することとして提案させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**佐々木朋和委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木朋和委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木朋和委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木朋和委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部地域福祉課総括課長** 議案第 34 号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 41 ページをごらん願います。なお、便宜、お手元に配付しております資料、民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案（議案第 34 号）の概要により御説明いたします。

初めに、1 の改正の趣旨であります。北上市等の民生委員の定数を改正しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容ですが、北上市以下、表のとおり 5 市町の民生委員の定数を改正しようとするものであります。民生委員の任期は、民生委員法により 3 年と定められて

おります。現任委員は、令和4年11月30日をもって任期満了を迎えることから、令和4年12月1日に一斉改選が行われます。本県では、一斉改選に合わせて定数の見直しを行っており、来期必要となる定数に関して、中核市である盛岡市を除く市町村に意見聴取し、検討したところ、世帯数の増減等により3市町からの増員要望、2市町からの減員要望については適当と認められることから、定数を改正しようとするものであります。

最後に、3の施行期日であります。一斉改選に合わせ、令和4年12月1日から施行しようとするものであります。

なお、一斉改選に向けては、令和4年4月から候補者の推薦等の事務を開始する必要があるため、本議会で提案するものであります。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○白澤勉委員 北上市等の民生委員の定数を改正しようということで、条例案の提案がございました。まず岩手県全体の民生委員の定数、それから今の欠員状況はどのようになっているのかと、わかれば平均年齢等をお示しいただければと思います。

○阿部地域福祉課総括課長 現在の民生委員の定数でございますが、盛岡市を除きますと3,179名、ちなみに盛岡市を含みますと3,774名となります。

それから、平均年齢につきましては、前回の一斉改選時のデータになりますが、66歳でございます。

また、欠員状況でございますが、令和4年1月1日時点で盛岡市を除く定数3,179名に対して委嘱数は1月1日時点で3,074名で、充足率は97%となっております。

○白澤勉委員 そうしますと、欠員数としては105名という状況かと思えます。民生委員に関しては、非常勤の地方公務員として本当にさまざまな地域課題にボランティアとしても活動されていると認識していますが、今最も課題になっているのは成り手不足で、地域の方々からも大変苦勞されていると伺っております。

そこで、2月定例会は予算審査でもありますから、あわせてこの条例案との関係をお伺いいたしますが、民生委員の方々の活動費、県としてどの程度予算計上して、委員の1人当たり幾らぐらい活動費として交付されているのか、県内の民生委員の実態について県はどう把握しているのかお伺いします。

○阿部地域福祉課総括課長 まず、予算の関係でございますけれども、民生委員1人当たり6万200円の活動費を出しております。そのほかに、委員会協議会活動費ということでも支出をしております。合計約2億1,300万円余の予算を計上して活動しております。

民生委員の実態でありますけれども、先ほど白澤勉委員の御指摘もありましたとおり、やはり成り手不足ということがございます。一斉改選のときに、前回の改選時には約3割の方が新任の民生委員でございました。それで、県では民生委員に対する研修会を実施しておりますが、それまでは新任の1回のみだけ新任研修をしていたのですが、民生委員児童委員協議会の皆様とも御相談して、特に新任委員の方には3年続けて研修会をして、丁

寧に対応するように心がけて、民生委員の活動のサポートを充実させてきたところであります。

○白澤勉委員 この1人当たり6万200円に人数が掛けられて、活動費の財源として地方交付税交付金が計上されていると理解しております。

隣の宮城県で民生委員1人にこの6万200円がしっかり交付されているのかを県で実態調査をしたところ、6万200円が満額交付されずに、市町村では1万幾らとか2万円という金額であったり、あるいは幾つかの市町村では交付もされずにいる実態があると先日新聞等で報道されていましたが、岩手県の場合はどのような状況になっているのか伺います。

○阿部地域福祉課総括課長 民生委員の活動費につきましては、1人当たり6万200円が地方交付税交付金の単価になっていまして、都道府県によってはそれよりも少ない事例もありまして、全国で見ますと東北地方は6万200円よりも少ないパターンが比較的多いと伺っております。本県におきましては6万200円になったときに、それまでもう少し低かったのですが、地方交付税交付金どおりに出しましょうということで予算をつけていただいて、現在に至っている状況でございます。

○白澤勉委員 まさに成り手不足というところで、やはり民生委員の方々の活動に金銭的な裏づけもしっかりと確保していかなければならないと思って聞いているので、要は満額交付されているのかももう一度伺います。

○阿部地域福祉課総括課長 本県の場合は、満額交付されているものと考えております。

○白澤勉委員 安心いたしました。そういった中で、まさに民生委員あるいは児童福祉法の児童委員を兼ねて、できてから100年以上経過している制度だと思っておりますが、民生委員の皆さんの業務は法律に規定されていると理解しておりますが、その役割がやはり時代とともに大分変化してきていると思います。県として、今民生委員の方々にどのような役割が求められ、時代の変化とともに変わってきているとお考えかお聞きします。

○阿部地域福祉課総括課長 昨今の情勢としましては、地域社会におきまして地域住民のつながりが希薄化していたり、あるいは相互扶助機能が低下しています。そういった中において、例えば地域住民が抱える課題も複雑化、あるいは多様化しているという状況で、住民に一番身近な存在である民生委員の負担、あるいは役割も従来にも増して広がりを見せて、その深度も深くなっていると考えております。

したがって、民生委員を決して孤立させることがないように、県と市町村が一体となって支援をしています。例えば県では先ほど言った研修活動のほかに、広報活動で広く県民の皆様に民生委員活動への理解を深めていただく取り組みもしていますし、市町村におきましては、例えば福祉協力員制度などを置いて、民生委員の活動をサポートする仕組みもあちこちで行われております。また、ある市町村では民生委員活動マニュアル、これは県レベルのマニュアルもあるのですが、こういう相談があったらこういう対応、こういう相談窓口といったもう少し細かいマニュアルをつくったりもしています。さまざまな取り組みをしていまして、県でも市町村のいろいろな取り組みを集約して、それを全市

町村にフィードバックして、地域の実態に合わせた民生委員を支える活動を一体となって進めているところであります。

○白澤勉委員 本当はまさにおっしゃるとおり、民生委員の方々を孤立させない、そういった負担を軽減させる体制づくり、行政としてフォローアップ、あるいは専門家へつないでいくサポート体制をぜひ強化していただきたいと要望いたします。

そして、ある調査において、この民生委員の守備範囲があまりにも不明瞭だというか、まさにサービスが多様化しているものですから、この守備範囲が本当に広がり過ぎていて、負担感も非常に強くなってきていると私は捉えております。活動範囲、職務内容の曖昧さといったところに対する民生委員の不安に、県としてどのように御指導、あるいは市町村と連携しようとしているのかお聞きします。

○阿部地域福祉課総括課長 民生委員の守備範囲が曖昧になっているというお話もありますけれども、なかなか明確にここからここまでというのものないのですが、我々としては新任職員、中堅職員、会長、副会長と、いろいろな立場での研修会、会議がありますし、市町村との会議等もございますので、まず住民の方の悩みを最初にタッチするのは民生委員かもしれませんが、それを適切に次の相談機関といったところにつないでいただく、そのつなぎ先がどこになっているのかを明確化する。県も市町村も、あるいは社会福祉協議会、関係機関なども含めて明確化して、民生委員が困らないような形でこれからも進めていきたいと考えています。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、いずれ職務内容についてもそうやって決まっているとはいえ、非常に大変なお仕事、役割を担っていると認識しています。民生委員の方々は、思いとして地域住民のために強い使命感を持って取り組んでおりますので、まさに先ほどの専門性だとか、行政としてのフォローアップといった部分については心を配っていると思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○千田美津子委員 今も民生委員の仕事の重要性がお話しされたと思います。

そこで、今回の見直しは、世帯数の増減等を踏まえた定数の検討を行うということで、どちらかという人口、世帯数がふえているところはふえており、逆に世帯数や人口が減っているところは減員という形で現れていると思っています。

そうでなくても民生委員さんの成り手がないという中で、全体もさることながら、被災地における民生委員の数が 2011 年当時の数に対して現状がどうなっているのかお知らせいただきたいと思います。

○阿部地域福祉課総括課長 民生委員の被災地の状況でありますけれども、民生委員の定数に占める沿岸 13 市町村の割合は約 28%ほど、3 割弱なのですが、最近のデータを見ますと全県での欠員の約 7 割が沿岸市町村で占めているということで、やはり沿岸地域は欠員の状況が大きい、これは東日本大震災津波以降も変わらない状況で来ているというところでもあります。

民生委員が少ない部分につきましては、特に被災者の支援というところでは、社会福祉

協議会にいます生活支援相談員の方々なども民生委員と一緒に活動をしておりますし、また沿岸の民生委員は、やはり内陸に比べて深い相談もあるということで、沿岸の民生委員特有の専門的な研修、ピアカウンセリングなどもやっております。

民生委員の欠員は沿岸地域が多いというのは、この10年間ずっと同じような状況でございますけれども、そういった中で来年度の一斉改選に向けて、また成り手が足りないようであれば、県としても沿岸地域の市町村と一緒に相談して、できる支援があれば対応してまいりたいと考えます。

○千田美津子委員 欠員の7割が沿岸地域ということで、ただこれは東日本大震災津波以降だけではなくて、この10年間ということで、いかに大変な状況の中で東日本大震災津波が起きたのかがよくわかりました。それで、沿岸地域特有のピアカウンセリングとか、非常に大事な取り組みをされていることもわかりました。

その中で、最近沿岸地域、災害公営住宅も含めて孤独死がふえ続けている状況があつて、生活支援相談員の方々との連携の中で孤独死をなくしていくという仕事がますます重要になってきていると思います。ですから、活動費は全額交付されているというお話ではありませんが、やはり基本無報酬のボランティアの中で、本当に活動費として少し出ているという面では、私はもう少し何らかの支援が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○阿部地域福祉課総括課長 この活動費につきましては、現状本県の場合は地方交付税交付金でいただいた範囲でということで対応しておりますが、今千田美津子委員からいただいた話題につきましても、今後の研究課題として考えていきたいと考えております。

○千田美津子委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

民生委員のさまざまな研修や交流を、コロナ禍でもやれるところでやっているとありますが、やはりより困難性が増しているという点では、本当に市民、県民の悩みを聞いてつなぐ役割と同時に、民生委員が抱えている悩みに対して、行政がどう支援していくか、それが今成り手不足への対応も含めて非常に求められているところではないかと思うのです。その一つにピアカウンセリングもあるのだと思いますが、多様な形で成り手不足を解消する、岩手県独自の分野での取り組みもぜひ研究していただきたいと思ひますので、その点をお聞きして終わります。

○阿部地域福祉課総括課長 民生委員に対する研修会につきましては、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありましたが、何とか工夫してやっております。これまで大人数で集めたものを、民生委員児童員協議会からの要望もあつて、もう少し小さい地域で実施し、その代わりにたくさん回数を重ねたのですけれども、そういったことで民生委員同士の横のつながり、悩みを共有できる場も設定したところであります。来年度も一斉改選の年でありますので、研修内容につきましても改めて民生委員児童員協議会の皆様とも相談しながら、きめ細かな研修をしていきたいと思ひます。

それから、成り手不足に対する県の独自の取り組みでございますが、今年はこれまでの取り組みに加えて新たに二つあるのですが、一つは若い年代層の民生委員を募集したいと

ということで、県内の商工会議所等の御協力を得まして、約 2,000 部のチラシをつくって会員の皆様に配付していただきました。会員の方もありますし、会社の間が民生委員活動で忙しいかもしれませんが、雇用主にも御理解、御協力をお願いしますという両方の側面で配っております。それから、来年一斉改選がございますので、今年は退職する県職員の方々にもぜひ御協力をお願いしますというチラシを配付します。

今後いろいろな新しい方法を考えながら、来年の一斉改選が円滑に進むように取り組んでまいります。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 60 号介護保険施設における補足給付の見直し中止を求める請願を議題といたします。

当局から参考説明はありますか。

○前川長寿社会課総括課長 受理番号第 60 号介護保険施設における補足給付の見直し中止を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

本日は、補足給付の見直しによる影響を把握するために、市町村、保険者としては 24 団体になりますけれども、こちらを対象に実施しました調査の結果について概要を説明いたします。

初めに、1、補足給付についてであります。介護保険施設またはショートステイ利用者の食費及び居住費については、原則利用者負担であるところ、低所得者につきましては負担限度額を定めて負担軽減を図り、その額と基準費用額との差額を保険給付で補うという仕組みとなっております。

次に、2、補足給付の見直しによる影響に係る調査結果の概要について御説明します。まず、(1)、一斉更新における負担限度額の認定状況についてであります。毎年 8 月 1 日を基準日として行っております一斉更新において、令和 3 年度に負担限度額が認定された方、つまり補足給付の対象とされた方は 1 万 3,883 人、前年比で 1,467 人の減となって

おります。また、申請を行ったものの非該当となった方は1,156人、前年比で673人の増となっております。

次に、(2)、食費の負担限度額が増となったと見込まれる者についてであります。施設入所、短期入所合わせまして5,289人となっております。補足給付の対象となった方の38%が食費の負担増となった形となります。

次に、(3)、預貯金要件の見直しにより対象外となったと見込まれる者についてであります。一斉更新において申請があった方のうち、729人が預貯金要件により補足給付の対象外となっております。

資料をおめくりいただきまして、次に(4)、最も影響額が大きい方につきましては、複数の保険者において6万8,000円との報告があったものでございます。

次に、(5)、利用者等への周知及び利用者等からの相談への対応状況についてであります。全ての市町村におきましてホームページやリーフレット、チラシの配布等により周知を行っており、また申請受け付け時に個別に説明を行う等により対応している保険者等もありました。

また、利用者等からの相談につきましては、負担増に係るお問い合わせや苦情が寄せられているほか、3保険者からは深刻な相談があった旨回答をいただいております。対応状況について確認しましたところ、制度改革の趣旨を丁寧に説明するとともに、世帯の状況や預貯金の変動により再度対象となる場合もあることなど説明しまして、納得、御理解いただいたとのことであります。

なお、参考としまして、補足給付の見直しが行われた令和3年8月の前後における食費及び居住費に係る介護給付費、つまり補足給付として支給された額の推移をお示しております。令和2年度と令和3年度の補足給付の額を比較しますと、太枠で囲んだ部分に記載のとおり、補足給付の見直しが行われました8月以降の給付額が大きく減額になっていることがおわかりいただけると思います。例えばですが、表の真ん中あたり、現物給付(8月サービス分)と書いてあります行をごらんいただきますと、令和2年度の給付費は食費と居住費を合わせまして4億7,626万5,000円となっておりますが、令和3年度は食費と居住費合わせまして3億9,037万2,000円、前年比では8,589万3,000円の減額となっております。同様に、9月分、10月分につきましても、前年比で食費、居住費を合わせまして8,000万円以上の減額となっております。

なお、3ページ以降の資料につきましては、これまでの常任委員会における説明資料を参考までに添付しております。説明は以上でございます。

○佐々木朋和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉秀幸委員 補足給付の見直しに係る影響調査の資料もありがとうございました。食費の負担限度額が増となった者の数、合わせて5,289名ということで、改めて非常に多いという私の認識でございますが、まず令和3年度から既に見直しが行われておりますけれども、令和3年8月以降の保険料の滞納状況についていかがでしょうか。

○前川長寿社会課総括課長 令和3年8月以降の保険料の滞納状況は、まだ把握できておりません。

○千葉秀幸委員 わかりました。それでは、金額が上がったことによる対象者は出ているのかについても状況を把握されていればお答えいただきたいと思いますし、先ほど少し説明もございましたが、調査をされながら現場の声等々あれば、お聞かせいただきたいと思います。

○前川長寿社会課総括課長 今回市町村、保険者に調査をさせていただきまして、具体的に対象につながった方がいるというお声は聞こえてきておりません。

今回市町村からお話を伺っている中で、いろいろな御相談やお声は寄せられているということですが、やはり預貯金要件で対象外になった方につきましては、皆さんある程度の預貯金をお持ちの方ですので、預貯金要件ではじかれないうるい金額まで預貯金の額が減った場合には、改めて申請していただければ対象になるということをご丁寧にご説明したりですとか、社会福祉法人で負担軽減の制度などを行っているところもございますので、そういったものの活用をお勧めしています。そういったところで対応していただいて、今のところ市町村の声としては大きな問題は起こっていないとお聞きしておりますが、一部生活保護や生活困窮者の相談につないでいるケースはあるとお聞きしています。

○白澤勉委員 改めて今回の補足給付の見直しによりまして、県内の非該当者の人数は1,156人ということで、あとは各介護給付費の部分、各月8,000万円以上の減額と出ていますけれども、例えば8月以降で年間を通じてどのくらい影響が出ると思っているかお聞きします。

○前川長寿社会課総括課長 影響につきましては、3カ月、8月、9月、10月分を見ますと、各月大体8,000万円程度の減額で推移しておりますので、今後も同じ程度の減額が見込まれるのではないかと考えております。

○白澤勉委員 今回は在宅である方の食費などの部分での公平性を確保しようということで、所得に応じた見直しと捉えておりました。

先ほども資料2(5)の御説明の中で利用者からの相談対応、まさにこれが最も大事なと思っております、深刻な相談が3保険者、これが多いかどうかは別にして、どのような相談であり、この方々はもう納得されていると理解していいのでしょうか。

○前川長寿社会課総括課長 3人の方(後刻「3保険者」と訂正)からの深刻な御相談について、具体的な相談の内容は申し上げにくいところではございますが、概要でお話ししますと、やはり負担がふえたために今後生活が厳しくなるという御相談であったとお聞きしております。先ほども御説明させていただいたとおり、これらの方々につきましては、市町村、対応した窓口で丁寧に対応を行っていただいております、その後特にトラブルになることもなく納得、理解していただいたと伺っております。

○白澤勉委員 本当に最も大事なポイントの一つだと私は思っております。

そういった中で、低所得者の負担を軽減しようということで、利用者への異なる軽減に

ついて、私は全体の介護保険制度の中で総合的、統一的な対策というのが講じられていくべきだろうと思っております。今回の給付見直しの部分だけで見ると、確かに今までサービスが受けられなかった、あるいは負担が多くなる方がいるのは事実だと思います。そういった部分についてもさまざまな政策の中で総合的、統一的な対策が必要と思いますが、最後にその辺のお考えについて確認させていただきたいと思っております。

○前川長寿社会課総括課長 今回の見直しに当たりまして、やはり今御紹介があった制度の持続性が非常に重要なポイントとして制度の見直し等が行われたと伺っております。介護保険制度を今後も安定的に持続させていくためには、保険料の急増を抑えることも大きな課題となっていると思っておりますので、白澤勉委員御指摘のとおり、やはり制度全体の中で考えていく必要があると考えております。

ただ一方で、やはり低所得の方々が必要なサービスが受けられなくなるという事態は避けなければいけないと考えておりますので、国に対してはそういった事態に陥らないように必要な財源措置をしていただけるよう、引き続き要望等を行っていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 先ほどの質疑等を伺っておりまして、千葉秀幸委員からは今回の見直しによって施設利用をやめた方はどの程度か質問があり、現段階ではいらっしゃらないということでした。また、白澤勉委員の質疑で、御答弁の中では深刻な相談について3人とお話されていましたが、御報告いただいたときは3保険者でしたので、3人ではなく3市町村ということで、人数にするともしかしたらもっと多いのではないかと思ったので確認をさせていただきたいと思っております。

○前川長寿社会課総括課長 大変失礼いたしました。3保険者ということで、人数ではなく保険者からの報告でございます。

○吉田敬子委員 今回の報告で、食費の負担限度額が増となった方が38%、預貯金要件の見直しによって対象外となった方が63%ということで、確かに影響がある方が一定数いらっしゃるとの報告でした。

一方で、在宅で介護を受ける方との公平性の観点という趣旨で、今回見直しをされておりますけれども、県として在宅介護と施設利用の皆さんはどの程度いらっしゃるか把握されているのかお伺いしたいことと、急に負担増になった方がいらっしゃるのは事実でして、私自身は本来、この見直しは在宅の方との公平性の観点からもう少し段階的にやるべきものだったと思っております。また先ほど千葉秀幸委員から質疑がありましたけれども、全体の制度についての総論的な話も含めて、現役世代の負担がこれからふえていく中で、やはりそうした方々の負担増にならない仕組みをつくっていかねばいけない中での見直しの一つかとも思っておりますけれども、県の認識をお伺いしたいと思います。

○前川長寿社会課総括課長 今回の見直しに当たりましては、やはり65歳以上の第1号被保険者だけではなくて、第2号被保険者ということで、もう少し若い世代、現役世代の方の負担を軽減するということも視点として取り込まれていたものだと思いますけれど

も、例えば在宅の方と施設に入っている方の公平性といった観点でどういったことが考えられるか、私どもも少し検討してみました。例えば食費についてですけれども、施設に入所して補足給付の対象になっている方の場合、今回の見直しで第3段階②の方は月々4万円ほどに上がりましたが、見直し前ですと大体月2万円程度が上限となっております。在宅の方につきましては、明確な資料が探せなかったのですが、総務省の家計調査を参考にしますと、大体平均して65歳以上ですと月3万6,000円程度とされておりましたので、単純には比較できないところではございますが、やはり在宅の方の負担がそれなりに大きいと感じております。

また、サービス受給者の1人当たりの保険給付額では、やはり施設サービスを受けた方に係る保険給付額と、在宅でサービスを受けた方に係る保険給付額に大きな開きがあるというところで、平成17年に見直しが行われたと聞いておりますので、やはり公平性の部分等で課題があったものと考えております。

○吉田敬子委員 在宅で介護されている方も3万6,000円程度の負担があったということで、公平性の観点から今回見直しということでした。やはり現役世代の負担額を今後減らしていくという視点も大事だと思っておりましたが、県からもそのようなお話をいただきましたので終わりにいたします。

○千田美津子委員 今回1月に調査を行っていただいて、請願文にある6万8,000円増の影響があるということが裏づけられたと思います。

それで、きょういただいた資料の2ページ、(3)について確認をしたいのですが、年金収入等が80万円以下ということは、月の収入が7万円以下ですが食費、居住費合わせて6万8,000円負担増になるという見方でいいですか。

○前川長寿社会課総括課長 6万8,000円の負担増になっているということでございます。

○千田美津子委員 深刻な相談は3保険者のみであったということで、説明をして一定の理解もしてもらったという話だったと思いますけれども、負担してくれる家族がいたり、預貯金がたくさんあればそこから出すということがあるかもしれませんが、私たちのところには、10万円以上の負担になった方々の声も来ています。ユニット型はあるけれども多床室はほとんど空いていないということで、もっと安いところを求めている。年金も少なくなるし、また4月から少なくなる中で、安いところを探してもらってもないという実態があるのですが、県内で多床室と最近のユニット型の割合はどの程度か、それから多床室が空いているという報告はありますか。

○前川長寿社会課総括課長 県内の特別養護老人ホームの定員数でございますけれども、全部で9,146人の定員になっておりますが、そのうちユニット型を除く特別養護老人ホームにつきましては4,515人の定員となっております。

それから多床室が空いているかという御質問だったと思いますが、個別の状況についてはこちらで把握し切れていないところもございますけれども、県としましては今千田美津子委員から御指摘があったとおり、やはり低所得の方は、多床室を希望される方が多いと

ということもありますので、引き続き多床室の特別養護老人ホームの整備等も進めているという状況でございます。

○千田美津子委員 要望はしていてもなかなか多床室の整備が進まないのですから、若い世代、それから家族で介護している方々との公平性と言われますけれども、現実はなかなか大変な状況だと思います。先ほど言ったように、年金が月額7万円以下の方が6万8,000円も負担増となっている、この状況を見ると本当に自分だけでは払えない。ただし、預貯金があるということで、今回は多くの方が負担増になっています。

ただ、その預貯金も去年の7月までは1,000万円、夫婦で2,000万円以下だったのが、今度は第2段階の方は650万円以下でないと適用にならない。結局はその預貯金を施設入所に充てるということになって、なぜ皆さんが預貯金しているかといえ、もう既に老後になっていますけれども、老後の不安があるために、なけなしの貯金を使っていかなければならないという実態が、ますます補足給付の見直しによって現れているのではないかと思います。

県としても今回の1月の調査前にそういう状況があるということで、令和4年度の政府予算に係る提言、要望をされました。その中で、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充するように国に対して独自に要望されていると、県はいわばこの請願書にあるとおりの対応をされていると思うのですが、いかがでしょうか。

○前川長寿社会課総括課長 市町村からもいろいろお話を伺っている中で、やはりいろいろなお声があるとお伺いしております。今千田美津子委員から御紹介のあったような声もその中には含まれていたと思いますけれども、国に対しての要望につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、これまでも必要なサービスが受けられなくなるという事態はやはり避けなければいけないというところで、さまざま制度の見直しは行われておりますけれども、そうした中で低所得の方々がサービスが受けられないということがないように、できるだけ保険料などに影響のない形で低所得対策等を進めていただきたいと要望を行っているところでございます。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 再開いたします。

本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 66 号 mRNA ワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願及び受理番号第 67 号岩手医大附属病院周産期センター実績を考慮した県内全産婦人科への実態調査に関する請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○佐々木医療政策室長 それでは、お手元にお配りいたしました受理番号第 66 号及受理番号第 67 号の請願に係る資料によりまして御説明したいと思います。

インフォームド・コンセントにつきましては、医療を提供するに当たり、適切な説明により患者や家族等の理解を得る取り組みでございますが、1 ページの 1 に記載しておりますとおり、新型コロナワクチン接種に当たりましては、予防接種法に基づく予防接種実施規則に基づきまして、あらかじめ接種対象者と保護者に対し適切な説明を行うこと、また市町村においては法定受託事務の処理基準であります国の手引きに基づきまして、接種の各段階におきまして必要な情報提供を行うこととされております。

こうした規定に基づきまして、表にお示ししております本県で実施しているワクチン接種の流れの中で、まず接種前におきましては接種券の送付の際、予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等が盛り込まれました国が示しております説明資料を同封の上周知しているほか、県におきましても専門相談コールセンターを設置いたしまして、ワクチン接種の安全性、有効性、副反応等の医学的な相談に対応しているところでございます。

また、接種当日におきましては、⑤であります、医師による予診前に行う予診票の確認におきまして、接種対象者がワクチンの説明書の内容を理解した上で予診票の記載が適切に行われているかを確認し、⑥の医師が行う予診におきましても、ワクチン接種の有効性・安全性、副反応、健康被害救済制度について説明の上、本人または保護者から文書への署名により、同意があった場合のみ接種が行われているところでございます。

なお、⑧の接種後の健康観察におきましては、アナフィラキシーショック等の副反応に医師が適切に対応しているほか、先ほど説明いたしました専門相談コールセンターにより、接種後の副反応にも医学的な相談に応じるなど、国の手引きに基づきまして適切に処理を行っているところでございます。

次に、インフォームド・コンセントに関連する法令上の規定について記載しております 2 の(1)の部分でございますが、医療法の第 1 条の 4 第 2 項におきまして、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないとされております。

2 ページの(2)でございます。また、医師法第 23 条におきまして、医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導を

しなければならないとされているところであります。

厚生労働省におきましては、こうした規定を踏まえまして、どのような事項に留意すれば医療従事者が診療情報の提供等に関する職責を全うできるかを示し、インフォームド・コンセントの普及促進を図るために、(3)に記載しておりますとおり、診療情報の提供等に関する指針を策定しております。この中では3の診療情報の提供等に関する一般原則といたしまして、医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するように努めなければならない。また、診療情報の提供は、口頭による説明、説明文書の交付等具体的な状況に即した適切な方法により行わなければならないとされております。

6の診療中の診療情報の提供につきましては、ワクチン接種に関連すると思われる説明内容といたしまして、(4)の処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用と記載されているところでございます。

次に、3の医師等への処分に関する規定でございます。医師法では、第4条第1号から第3号に該当するもののほか、第4号におきまして医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者について、同第7条において厚生労働大臣が医道審議会の意見を聞いて処分することができることと規定しております。国の所管事項となっているところでございます。

3ページの4では、医師等の処分状況を記載しておりますが、主な処分内容は診療報酬不正請求、刑法犯、薬物事件となっているところでございます。

それから、5は県の新型コロナワクチン専門相談コールセンターの相談件数でありまして、これまで安全性や副反応に関しまして7,415件のお問い合わせをいただき、説明を行っているところでございます。

最後に、6に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の見解を記載しておりますが、請願に関連した(1)の妊婦へのワクチンの接種につきましては、妊婦が感染した場合重症化リスクが高いこと、ワクチンによる予防効果が高いこと、副反応や早産、低出生体重児等のリスク増加は認められなかったなどの報告がされているところでございます。説明は以上でございます。

○佐々木朋和委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋はじめ委員 まず、接種会場でこの厚生労働省の資料で、医療従事者のための新型コロナワクチンを安全に接種するための注意とポイントというものがあります。接種会場の環境を整えること、それから予診と、こう流れがあるわけですが、予診時に確認することとしてリスクコミュニケーション、以下については必ず問診で確認してくださいということで、当局からも説明がありましたワクチンの効果と副反応についての理解、二つ目には予防接種健康被害救済制度の認知、三つ目には重いアレルギー反応の既往、これらについてしっかりと説明しなさいとありますけれども、接種会場での接種を含めて、これらを説明すると大体1人当たりどのくらいの時間かかるのですか。

○佐々木医療政策室長 例えば県の集団接種ですと、資料の1、⑤の部分ですけれども、

医師の接種の前に予診票にきちんと必要な事項書かれているかを事前に看護師が対応してお伺いしております。その際に、例えばこの接種の内容、副反応も含めて確認しているかもお伺いした上で、医師に引き渡して、今度は医師がまた問診するという形になっておりますので、時間は状況によりますけれども、2回にわたって確認している状況です。そして、御本人が納得したということであれば、サインをいただいて、その上で接種ということになっております。

○高橋はじめ委員 私は与えられた情報によって、理解の深度が違うのではないかと思います。例えばファイザー社から提供があったとか、そういったレベルの通り一遍の効果があるとか、あるいは副反応等もあるけれどもごくまれだとか、その程度の情報であれば心配はないということになるでしょう。

その一方で、例えば3月18日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の副反応部会で審議された資料には2021年2月17日から2022年3月15日まで、実際はもう少し前の日付になるでしょうけれども、例えばファイザー製のワクチン接種後の死亡ということで報告された事件は1,430件でありまして、3回接種後の事例については28件、そして2022年2月21日から2022年3月4日までに医療機関や製造販売業者から報告があった3回接種後の事例が23件、合わせて23件と28件だから51件、このくらい死亡事例があったということです。この間も一般質問などでお伺いしたのですけれども、死亡事例の中で、こういう既往症がある方が岩手県内で亡くなっているなど、最終的に判断する材料である具体的な事例が果たして接種者に届いているのかどうかではないかと思うのです。

ただ一般的に効果はあるのだ、重症化しないのだと言われると、そのためならワクチンを接種しましょうとなるのですけれども、今ワクチン接種を開始して1年が経過していますので、この1年間の接種による副反応疑いの事例をもっと出しながら、あるいは具体的な数字を出しながら説明すべきではないか。その上での合意の判断をいただいて、そして接種するなら問題はないのですけれども。事前に接種券を送るときに説明資料を入れたとか、あるいは当日看護師との問診の中でそういうことが話されたということだけではなく。私は短時間の中でどれだけの情報提供できるのかを一番心配しているのですけれどもどうなのですか。

○佐々木医療政策室長 高橋はじめ委員から御紹介がありました死亡事例についてでございますけれども、厚生科学審議会でも新型コロナワクチンとの因果関係が証明された死亡事例という形での数字の報告ではなく、ワクチン接種後に亡くなられた方の数でございます。

そうした中で、今お話がありましたお手元に届けている資料の中にも、副反応では、例えば50%以上の方が注射をした部分の痛み、疲労感、10%から50%の方は寒気、頭痛、それから1%から10%の方が例えば発熱、下痢、嘔吐という内容を記載しているところがございます。

高橋はじめ委員が御心配されている部分で、インフォームド・コンセントにつきまして

は、確かに患者視点で正確な情報が十分に与えられることは重要な視点でございますけれども、一方であらゆる医療行為に伴って起こる可能性について、専門家が考慮すべき医学事項は膨大な量がある中で、言い方が適切かわかりませんが、例えば素人である患者がどの程度まで知って判断できるものかについては、論点、議論になっているところがございます。基本的にこのワクチン接種につきましては、今回お話ししているとおりの国の法定受託事務でありまして、国でここまで示してくれという基準を基に患者とか接種対象者の方にも説明しているところがございます。

○高橋はじめ委員 本来この遺伝子ワクチンは10年ぐらいの臨床試験とか、それらを経過して初めて全体像が捉えられて、どういう副反応が出るかといったものがわかって初めて認可を受けて安全性が確認されるのです。そして、接種という流れが本来の姿なのでしょうけれども、緊急的に1年以内で開発されて、特例承認で接種が始まっているということは、それが積み重なってくると、刻一刻とさまざまな副反応といった事例が出てくるのです。私はその情報をどのように収集して、そして判断していくかが一つのポイントではないかと思っていました。

これは御存じでしょうか。アメリカでファイザー社の治験レポートが出されたのです。5万5,000ページのペーパーなのですが、ファイザー社は70年間これを公表しないことの許可を求めたのですが、裁判所は治験中なので、公表しなさいということで、公表になったのです。その公表されたレポートの中で、一千幾らかの副反応が出ているという報告がされているのです。話題になっている事例も30件ぐらい、この間も少し紹介しましたが、さまざまな事例が出てきているのです。今世界的には大きな話題となっていて、ファイザー社はこれは特例のワクチンなので、法廷闘争できないような契約で打っているわけですが、法廷闘争もやろうという動きも出ているようですけれども、1,291種類の副作用がリストアップされているとのこと。

そういう世界的な情勢も刻々と出てきているので、どのように情報収集して、どう県民の皆さんに情報提供していくのか。そして、その情報を基に接種するかしないかの判断をしていくと、私はこういう流れが県民の命と健康を守る立場では必要だと思えます。もちろん国の方針、厚生労働省の方針、基準などもあるでしょう。しかし、それだけに頼っていて、果たして県民の命と健康を守れるのかと思うのですけれども、世界的な情勢分析や情報収集を含めてやられているのか、議論はされているのかについてはいかがですか。

○佐々木医療政策室長 副反応についてですが、高橋はじめ委員御紹介のとおり、新しいワクチンでございますので、中長期的にどのような影響があるかを見ていかなければならないと国でも考えているところがございます。基本的には今の副反応につきましては、報告制度という形で、医療機関で副反応と見られる症状が出た場合には、国のPMDAという独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて厚生労働省に報告されて、厚生労働省の中の専門部会等で内容についての審議が行われることになっております。

また、報告の基準につきましてもアナフィラキシー、血栓症などについては、例えば接

種後 28 日以内に発症した場合は出さないとか、事細かに出ております。そのほかに、あわせまして接種の因果関係が示されていない症状も含めまして幅広く評価を行うために、例示している症状があるのですけれども、当面の間、積極的に報告を行うことという形で、その時点で因果関係があるかわからないものについても幅広く積極的に上げるということで、やはりたくさん症例が必要だと考えておりますので、県の段階というよりも、国で集約していきながら、今後必要な対応についても検討していく仕組みになっていると考えているところでございます。

○高橋はじめ委員 皆さんの立場では、やれることも限界があるということは十分承知をしております。

ただ、今いろいろな媒体があって、いろいろな情報も提供されております。私がよく見ているのは、医師が現場で治療しながら、こういう事例があるのだということ。それからある医師なのですが、今回の 3 回目のワクチン接種と子供用ワクチンについてのインフォームド・コンセント、私はこれを使ってやりたいということでメモをして文書に起こしたのですけれども、ウリジン置き換え mRNA ワクチンの主作用は、自然免疫と T 細胞免疫の抑制であり、そのことにより高効率のスパイクたんぱく合成が可能となっており、これが今回のワクチンの特徴ということで、接種から 6 カ月程度経過すると自然免疫と T 細胞免疫が回復してくるので、感染を契機として自己免疫疾患が発症して死にやすくなると。

ここで少し心配なのですが、その説明の中では今既往症を持っている方がこのワクチンを 3 回も 4 回も打っていくとどんどん持病が悪化していく。そうすると、今まさに私の御近所で、健康な人が救急車で運ばれたとか、そういう事例が目立ってきておりますし、また私の選挙区の西和賀町でも帯状疱疹が出ている。そして、医師からは、最近そういう患者さんがふえてきたという事例も報告されておりました。それから、体力が非常に弱まったと訴える私の支援者もおりますけれども、県内でもそういう事例があるはずですので、やはり私はもう少し丁寧に医師の立場として、そういう事例も説明していく必要があるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。今後そういうこともつけ加えて、医師の立場から接種者に説明してもらえるのでしょうか。

○佐々木医療政策室長 今お話のありましたワクチン接種した後に重症化が進むとか、かかりやすくなるということについては Q & A という形で国がホームページ上で見解を示していますけれども、その中では科学的な根拠はないとされているところでございます。

ただ、今後中長期的な視点でまいりますと、必ず大丈夫とか、必ず絶対何もないというものではないとは考えておりますので、先ほど申し上げたとおり、報告、評価する仕組みも国の事務として備えておりますので、そういう中で状況が何か出てくれば、必要な対応をしていくことになると考えております。

○高橋はじめ委員 いずれ健康被害を受けて、誰が責任を取ってくれるのかを考えたときに、やはり医療従事者であれ、行政であれ、説明責任をしっかりと果たせるようにきちんと多くの情報収集をしながら、その時点でできることを精いっぱいやっていかないと、それ

それぞれの自治体も、医師も、この治験の全体を取りまとめて問題が出てきたときに、相当な批判なり、非難なり、責任追及なりされかねないと心配しておりますので、しっかりと取り組んでいただければと思っています。

○佐々木朋和委員長 ほかに質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第66号mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントの実態調査等に関する請願の取扱いは、いかがいたしますか。

○高橋はじめ委員 請願者の請願内容については、いろいろ調査すべきことも多いのではないかと思いますので、私は採決ではなく継続審査をお願いできればと思っていますので、お諮りいただければと思います。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 再開いたします。

それでは、本請願につきましては継続審査と採決の意見がありますので、まず継続審査について採決をいたします。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第67号岩手医大附属病院周産期センター実績を考慮した県内全産婦人科への実態調査に関する請願の取扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 それでは、再開いたします。

本請願につきましては、継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木朋和委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県循環器病対策推進計画（仮称）の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 岩手県循環器病対策推進計画（仮称）の策定について御説明いたします。

お手元の配付資料をごらんいただきたいと思います。岩手県循環器病対策推進計画（仮称）につきましては、昨年12月6日の環境福祉委員会で中間案の内容を御報告したところでございますが、今般前回報告後に実施したパブリックコメントや岩手県循環器病対策推進協議会の意見等を踏まえまして最終案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

1の策定の趣旨でございますが、令和元年12月に健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法が施行され、この法律の規定により、都道府県は国の計画を基本とし、都道府県計画を策定しなければならないとされたことから、本県においても本県の実情に即した計画を新たに策定し、関係機関との連携・協働により循環器病対策を推進しようとするものでございます。

次に、2の計画の概要ですが、計画期間につきましては、令和4年度から令和5年度までの2カ年としております。これにつきましては、次期循環器計画を県保健医療計画、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画でございますが、この計画期間と同一期間とするために2年間としているものでございます。

基本方針につきましては、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発の推進と循環器病患者への保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実の二つを掲げております。こちらにつきましては、国の基本計画とも整合を図っているものでございます。

全体目標につきましては、健康寿命の延伸と循環器病の年齢調整死亡率の低減としておりまして、こちらにつきましても国の基本計画や県の健康いわて21プランの目標項目と同一としているものでございます。

指標につきましては、日本脳卒中学会等の例を参考に、アウトカム指標によるロジックモデルを導入したものでございます。

次に、3の計画策定の経過でございますが、計画策定に当たりましては、令和2年10

月に保健、医療、救急の従事者や患者などにより構成する岩手県循環器病対策推進協議会を新たに設置したところでありまして、これまでに書面開催を含め6回協議会を開催し、2月4日に開催した第6回協議会において、計画最終案について了承を得たものでございます。

また、令和3年12月13日から令和4年1月12日までパブリックコメントを実施しまして、21件の意見が寄せられたところでございます。対応状況につきましては、資料に記載のとおりでございまして、これらを反映させた上で最終案として取りまとめたところでございます。

計画の概要につきましては、次のA3版の資料で御説明させていただきます。資料1をごらんください。1枚目の記載事項につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございますので、2枚目をごらんいただきたいと思っております。6、分野別施策ですけれども、先ほどの二つの基本方針を基に、1、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発の推進として、循環器病の1次予防と2次予防の2施策を、2、保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実として、救急搬送体制の整備を初め8施策を掲げております。このうち、(5)、相談支援及び情報提供から(8)、小児・若年者に対する循環器病対策までの4施策につきましては、これまで県の関連計画では規定していなかった施策で、国の基本計画を基に今回新たな視点として追加した施策となっております。

7の推進体制等についてはですけれども、本計画に基づき、幅広い主体の参画と連携、協働の下、施策を推進するとともに、岩手県循環器病対策推進協議会において進捗管理を行うこととしているものでございます。

なお、計画につきましては、本日の委員会での御報告を経まして、今年度中に策定、公表する予定としているものでございます。

引き続きまして、岩手県の三次救急医療体制の充実について御説明させていただきます。お手元の配付資料をごらんいただきたいと思っております。1の趣旨でございますが、岩手医科大学附属病院移転後の本県の救急医療体制の現状を踏まえまして、県立中央病院を救命救急センターに指定し、三次救急医療体制のさらなる充実を図ろうとするものでございます。

救命救急センターは、国の救急医療対策事業実施要綱で規定する重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関でありまして、都道府県の医療計画等に基づき、知事が指定するものでございます。

次に、2の本県の三次救急医療体制ですけれども、これまでの経緯といたしましては、昭和55年11月に岩手医科大学附属病院が岩手県高次救急センターとして運営を開始しております。

その後、平成8年3月に岩手医科大学附属病院の岩手県高次救急センターが国から高度救命救急センターの認定を受けるとともに、平成10年には県立久慈病院と県立大船渡病院に救命救急センターを設置しまして、県内3センターでの三次救急医療体制を構築

して現在に至っているところでございます。

さらに、平成 24 年 5 月には岩手医科大学附属病院を実施主体としてドクターヘリの運航を開始し、令和 3 年 11 月末までに 3,654 回、約 1 日 1 回出動している状況となっております。

また、令和元年 9 月には岩手医科大学附属病院（岩手県高度救命救急センター）が盛岡市から矢巾町に移転したところでございます。

次に、県立中央病院が果たす役割でありますが、県立中央病院は 24 時間 365 日、救急車の受け入れを断らないという方針のもと、盛岡二次保健医療圏内の救急車の約半数を受け入れておりまして、また圏域外からの救急患者の受け入れにも対応し、年間約 2 万 1,000 人の救急患者を受け入れている状況でございます。

下に県立中央病院の救急患者数の推移を載せておりますけれども、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、救急患者数は減っておりますが、それ以前については毎年 2 万人から 2 万 1,000 人の救急患者を受け入れているところでございます。また、救急車による患者につきましても約 7,000 人受け入れている状況となっております。

なお、参考といたしまして、現在の救命救急センターである県立久慈病院と県立大船渡病院の救急患者数を載せておりますが、県立久慈病院、県立大船渡病院と比べましても、県立中央病院は多くの救急患者を受け入れている状況となっております。

次に、2 ページをごらんください。このように、岩手医科大学附属病院（岩手県高度救命救急センター）が県全体の高度救命救急医療としての役割も担う中、県立中央病院も従来から他圏域からの搬送を受け入れて医療の提供を完結させるなど、三次救急と同様の役割を果たしてきたところでございます。

また、次に表を載せておりますけれども、盛岡地区の二次救急病院における年間来院患者数の推移を見ましても、県立中央病院の患者数の割合が年々ふえてきている状況となっております。

これらを踏まえまして、本県の三次救急医療体制の充実についてでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成 10 年以降、県内 3 センターでの三次救急医療体制をしいてまいりましたが、平成 24 年のドクターヘリ運航開始以降、岩手医科大学附属病院はこれまで以上に県全域をカバーする県内唯一の高度救命救急医療機関としての役割を求められるようになってきております。

また、令和元年 9 月に岩手医科大学附属病院が矢巾町に移転したことにより、盛岡医療圏北部や県北部の救急医療体制における県立中央病院の役割が増してきているところでございます。

このことから、県立中央病院を救命救急センターに指定して、救急患者が多い県央部における三次救急医療機関の役割の一翼を担っていただき、県全域における高度救命救急医療機関でもある岩手医科大学附属病院との役割分担の下、救急医療需要に対応する

ことで、県全体の三次救急医療体制のさらなる充実を図ろうとするものでございます。

右のところ載せてありますのがイメージ図でございまして、まず県立中央病院をセンター指定することにより県央部をカバーし、岩手医科大学附属病院は内陸部をカバーしつつ、県内唯一の高度救命救急センターとして県全域をカバーする体制とするというものでございます。

次に、3ページ目をごらんください。具体的には、令和4年4月から県立中央病院を救命救急センターに指定し、運営を開始した上で、計画への記載については次期岩手県保健医療計画における県の救急医療体制に位置づけることとするものでございます。

次に、3、県立中央病院の救命救急センター指定についてですが、指定の概要は県立中央病院を救命救急センターとして指定するもので、運営開始予定年月日は令和4年4月1日、専用病床数は10床。

県立中央病院の体制としましては、人的な体制としまして専任医師1名、兼任医師6名、循環器内科医、脳神経科医については24時間常駐で、その他については全科オンコール体制で24時間対応可能な体制となっております。また救急医療提供体制強化のため、救急病棟10床の整備や救急センターの拡張、ハイブリッド手術室の整備を行い、令和3年度から既に運用を開始しているところでございます。

ドクターヘリのヘリポートも整備済みでございまして、令和元年度から運用を開始しているところでございます。

さらに、県立中央病院につきましては、病院機能評価において救命救急センターにふさわしい実績を持つと評価されるなど、外部からも救命救急センターとしての機能を認められているところでございます。

なお、指定の要件への適合性についても、救急医療対策事業実施要綱に規定する救命救急センター指定の要件に県立中央病院が適合していることを確認しているものでございます。

なお、次の4ページ目と5ページ目に現在の保健医療計画に掲載しているものを載せております。4ページ目の表の右の部分ですけれども、第三次救命救急センターのところに県立中央病院が令和4年4月1日運営開始として加わるということになります。

同様に5ページ目の体制図についても、県立中央病院が救命救急センターとして加わるということになります。

なお、今後のスケジュールでございまして、3月28日開催の医療審議会で御審議いただき、御了承を得た上で指定する予定となっております。説明は以上になります。

○佐々木朋和委員長 この際、3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木朋和委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○白澤勉委員 先ほどの岩手県の三次救急医療体制の充実について、御説明もございましたので、確認も含めてお伺いいたしますが、先ほど2の(2)で県立中央病院が果たす役割のところ、救急患者数が、例年2万人ペースといったところが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は1万6,790人というお話でございました。新型コロナウイルス感染症の影響で救急患者が減るとするのは、私には少しわかりにくかったので、改めて令和2年度の1万6,790人、そして令和3年度、途中段階でも例年に比べてどの程度の救急患者の動きになっているのか御説明をお願いします。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 申し訳ありませんが、令和3年度の数字は、まだ持ち合わせておりません。令和2年度ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で外出が減って、例えば外でけがをする機会が減ったという事例があるのではないかとこの話は聞いておりました。

○白澤勉委員 やはり人流が減ったということで、例えば交通事故の件数なども減っているということなのだろうと理解いたします。

それから、ドクターヘリの運航につきましても、岩手医科大学附属病院は、これから全県をカバーする救急医療機関としてまさに重要なのですけれども、ドクターヘリというのは、導入されてから現在までどのように運用されていて、今どういった課題認識が出てきているのかお伺いいたします。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 ドクターヘリでございますけれども、平成24年5月に運航開始してから、おおむね順調に運航を続けていると認識しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、ならば大体1日1回程程度の出動件数になっております。

課題としましては、例えば天候不良などによってドクターヘリが出動できない場合もあるのですけれども、そのような場合につきましては救急車で搬送しておりますし、あとは北東北3県や宮城県と広域連携も行っておりまして、そちらについても順調に対応が行われているのではないかと考えております。

○白澤勉委員 冒頭の資料でも、令和3年の11月で3,600回程程度、1日当たり約1回ということですのでけれども、大体コンスタントに出動していると理解いたしますが、課題認識のところ、全県をカバーすることにおいて、今の体制で十分なのか。あるいはやはり災害、非常時、有事のとき、これはドクターヘリに限らずですが、今回これは三次救急医療体制の充実ということですので、例えば岩手医科大学附属病院においてもドクターヘリは降りられても、防災ヘリや大型のヘリが直接降りられないという課題などもあって、当初整備する時点からも、もう少し大きくできないかと何回か質問させていただいたのですけれども、有事の際の空を使つての搬送体制といった部分はどのようなお考えで今後充実させていこうとしているのかお伺いいたします。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 防災ヘリ等との連携につきましては、引き続き防災担当部局と協議したいと思いますが、ドクターヘリにつきましては各県立病院にもヘリポートを整備しておりまして、何か有事の際には、岩手医科大学附属病院のみならず

各県立病院でもドクターヘリに対応できるようにしているところがございます。

○白澤勉委員 妊産婦なども、乗れるのでしょうか。難しかったと私は認識しておりますけれども、それらのさらなる充実、あるいは先ほどの防災ヘリとの連携について改めてお伺いします。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 ドクターヘリでの新生児の搬送につきましては、総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの間で搬送の訓練を今年度行いまして、来年度から本格運用を始めることで今進めているところがございます、そうなりますと新生児についてもドクターヘリで搬送可能になります。

○白澤勉委員 しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

そういった医療体制も含めて、やはり出生率の向上、改善に向けた取り組みの部分もお伺いしたいと思っております。本会議においてもさまざまな議員から質問が出ておりますけれども、私からも改めて今の岩手県が抱える人口減、出生率の向上に向けた取り組み、まさに重要な政策の柱立てになるのだろうと思っております。そういった意味から、保健福祉部の取り組みに非常に期待するところですが、これまでの評価と反省点についてお伺いします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 本県では、市町村等、さまざまな主体と連携しまして、結婚、出産、子育て支援などの取り組みを進めてきたところがございますが、本県の合計特殊出生率は、近年全国と同様に低下傾向でございます。

出生率の低下によりまして人口減少が進むことで、労働供給の減少、地域社会の担い手の減少などに影響するものと捉えておりまして、若者や女性が岩手県に定着し、安心して産み育てることができる環境を構築していくことが重要と考えております。引き続き子供を産み育てやすい環境づくりに取り組んでいく必要があると認識しているところがございます。

合計特殊出生率の向上のためには、市町村、企業、団体など、さまざまな主体のさらなる理解と参画をいただきまして、取り組みを強化していく必要があると考えております。

○白澤勉委員 それでは、出生率が改善されない本質的な問題はどこにあると県は捉えているのかお伺いします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 本県の合計特殊出生率につきましては、いわゆる社会減によりまして、20代を中心とした女性人口が減少していることに伴いまして、出生数が減少したことが出生率の低下要因になっていると考えております。

また、本県の特徴といたしまして、20代女性の有配偶率は全国上位にありますけれども、30歳以上の有配偶出生率は全国下位になっておりまして、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っていることなどが影響していると考えております。

○白澤勉委員 非常に大事なポイントの答弁をされていると捉えるのですが、ま

さに今の出生率が改善されない本質的な問題は、まずこの社会減であり、20代の女性が減っていることだというポイントを認識されている。であるならば、保健福祉部として、20代の女性が減らないというか、仮に出ていったとしても戻ってくるための対策、新年度はどういったポイントで対策を取っていこうとしているのかお伺いします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 合計特殊出生率の向上のためには、先ほども答弁いたしましたけれども、やはり安心して産み育てることができる環境を構築していくことが重要かと考えております。

来年度につきましては、新たにいわてで生み育てる支援本部により、官民一体となって社会全体で子育て支援を行う県民運動、あるいは妊娠、出産や不妊に関する知識を普及する冊子の配付、産後ケアの利用料の無償化、若年層を対象とするライフプランセミナーの実施、それから民間企業等と連携しました出会いの場の創出などの事業を令和4年度当初予算案に盛り込みまして、取り組みの強化を図っていく考えでございます。

○臼澤勉委員 さまざまな対策というのは、総合的に取り組まなければいけないのだと私も思います。ただ、そういった中でも、あれもこれもというところではなく、やはりこれまでも出生率がなかなか改善されてこなかったという事実があるわけでございます。来年度はその改善に向けて、これまでの取り組みは総花的にある程度もうやってきたと、一方でやっているのですけれども、ここはやはり力を入れていきたいというところが、限られた財源の中で多分部内でも議論されていると思うのです。今までの反省も踏まえて、来年度は今までにない取り組み、あるいは改善していこうという取り組みがあればお伺いしたいと思います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 先ほども一部触れましたけれども、まずはライフプランとして将来自分はどのように生活をしていくべきなのか、あるいは子供を持つ、持たないを含めまして、どういう将来像を描くのかという正しい知識をまず普及していくことが重要と考えておりますし、それから出産後においても安心して子育てができるような産後ケアの取り組みを強化していくというところが重要と考えております。

○臼澤勉委員 実は私も同じことを思っております。というのは、人口減少対策調査特別委員会において、不妊治療などのお話を岩手医科大学附属病院の医師を呼んで実施したことがございました。医療体制を全県で整えようということはお話もあつたのですけれども、ただ現実問題さまざま制約がある。医師からも、自分の人生の中において、生物学的にという意味で言うのですけれども、適齢期がやはりあるのだと。そういった部分をしっかりと特に若い子供たちに教育の中において学習させていくことが大事ではないかと思っておりますし、子供が欲しいと思ったときになかなか難しい年齢になっている場合もあつて、そこが治療で改善されるというのも現実としては妊娠率が厳しくなってくるというのもデータとしてもあります。そういった意味から、来年度教育委員会を含めてどういう連携、ライフプランセミナーみたいなものも含めて、取り組もうとしているのか、具体的にお示しください。

○日向特命参事兼次世代育成課長 若い世代向けの取り組みとしましては、来年度は妊娠、出産、不妊に関する正しい知識を普及していくために、漫画の冊子を配付しようとしております。対象は高校生年代と、新しく働き始めた方々をターゲットにしたいと考えておりますけれども、ちょうどその時期においては、学校においてもさまざまなライフプラン、性教育も含めて授業をされると伺っておりますので、そういう授業でも使っていただけるマニュアル等も一緒に作りまして配付をし、正しい知識の普及につなげていきたいと考えております。

○白澤勉委員 今の答弁を聞きながら、例えばうちの息子や、あるいは私が生徒なり若い対象者だったら、それが本当に心に響いて行動変容を起こすのかと思うと、正直なところ少しどうなのかと思います。漫画も手段としては当然あるのかとは思いますが、自分のたった1度の人生の中において、大事な人と出会って、次の命のバトンをつないでいくという意味においては、やはり心に共感するような機会をぜひつくりたいと思います。

もう時間もないのですけれども、いわてで生み育てる県民運動推進費、新年度も予算計上されております。成果目標として、いつ何に、何をどんなふうに取り組もうとして、どのような成果を求めているのかお聞きしたいと思います。

○畠山企画課長 いわてで生み育てる県民運動推進費のお尋ねでございました。まず、この推進費の概要でございませうけれども、結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会が一体となって子供を安心して産み育てる環境をつくり出すための機運醸成を目的として事業化しようとするものでございます。

内容は主に三つございまして、一つはキャッチフレーズの募集、それからメディアとタイアップした広報、もう一つが妊娠、出産の正しい情報や結婚、子育ての経済面などの不安に対する支援等の諸制度の紹介などの映像コンテンツの制作の三つとなっております。結婚から子育てに直接関係する当事者の県民の皆様はもちろんですが、県民運動として展開していく趣旨からも、企業や団体を含めた当事者以外の一般県民の皆様を対象に、キャッチフレーズや映像コンテンツを団体等における研修等さまざまな場面で御活用いただきたいと思いますと考えております。年間を通じて多くの方々の目に触れていただくように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、成果指標の件でございます。事務事業評価において現在検討しているところですが、先ほど申しあげました取り組みを通じて、多くの県民の方に御参画いただき、子供を安心して産み育てる地域社会づくりを推し進めようとするものであることから、参画の状況がわかるものを今設定しているところでございます。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、言葉でいろいろ御説明いただいたのですが、先ほどの担当課、担当部局でお持ちになっている本質的な問題認識に対してどういうアプローチを図っていくのかを、ある程度ポイントを絞って、あれもこれもというよりは、理想のあるべき姿に向けて勇気を持って集中してみたいのではないかと思います。

さまざまやらなければいけない対策があるとは思いますが。ただ、その中でも、今年は部長なり課長なりのリーダーのもと、これを踏み込んでやってみようと、成果を求め、どの程度出るか、不透明な部分もあるかもしれないけれども、やはりそういうチャレンジをしない限りは、何か言葉だけが踊ってしまって、正直なかなか議会の中での議論も深まらないと思います。新たなチャレンジを求めて、終わりたいと思います。

○佐々木朋和委員長 答弁はよろしいですか。

○白澤勉委員 はい。

○吉田敬子委員 私から、大きく1点お伺いしたいと思います。

まず初めに、安全安心な出産環境の整備についてお伺いしたいと思います。県では、産科診療所開設等支援事業を行っておりますけれども、これまでの実績と課題、今後の取り組み方針についてお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 産科診療所開設等支援事業の実績、課題、今後の取り組み方針についてでございますけれども、県では産科診療所開設等支援事業としまして、平成29年度から国の補助事業を活用して分娩取り扱い施設の新設、改修などの施設整備や医療機器などの設備整備に要する経費の補助を実施するとともに、平成30年度からは県の単独事業として分娩取り扱い診療所がない市町村において新規開設等を行う場合の設備整備に要する経費への補助を実施しているところでございます。これまでに施設整備につきましては6件、設備整備につきましては17件の補助を実施しております。令和4年度におきましても施設整備1件、設備整備3件の補助を予定しているところでございます。

なお、新規開設に係る設備整備補助については、これまでに補助の実績はなかったところでございます。

このような既設の産科診療所に対する補助につきましては、継続的な活用が図られてきている一方で、新規開設に係る設備整備補助については活用の実績がない状況が続いておりますので、全体的な医療支援の不足のもとで、県内における産科診療所の新規開設などを含めた地域の周産期医療体制の確保が重要な課題と認識しているところでございます。

今後とも引き続き既存の産科診療所における分娩環境整備のための補助を行いまして、長く分娩取り扱い医療機関として継続されるよう支援するとともに、一般社団法人岩手県医師会など関係団体とも連携しながら、新規開設所の支援などについても取り組んでまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 既存施設に対する施設整備等については実績があるということですが、やはり新規で開設できるところがゼロということでは実績が上がっていないと、そのとおりだと思います。その中で、これまでの常任委員会、本会議の一般質問等で積極的に助産師を活用していくべきだとお話しさせていただいておりますが、特に院内助産、助産師外来の積極的な推進についても取り上げさせていただいておりますが、岩手

県小児・周産期医療協議会の中でも、今回初めて院内助産、助産師外来の推進の検討に入るという文言も入っていきまして、しっかりそこに取り組んでいこうというところに対しては大変評価をしております。来年度以降取り組まれると思いますけれども、どのような方向性で取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 助産師の皆様が持てる力を十分に発揮できるような体制を整備することが医師の負担軽減や妊産婦の多様なニーズに対応するためにも有効であると考えているところがございます。吉田敬子委員御紹介のとおり、2月に開催した岩手県小児・周産期医療協議会において議題として御意見を伺ったところがございます。

今回の会議では、主に産後ケアの事業の助産師の役割や活躍について議論されたところがございますが、院内助産や助産師外来については、今回は少し深く議論できず、今後の検討議題とされましたので、引き続き協議会の場において関係者の御意見を伺いながら、意見を踏まえて周産期医療体制の充実を図るために検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 早速来年度新たに産後ケアに対する事業が大きく出たために、助産師外来や院内助産についての話し合いができなかったのかと思っておりますけれども、先ほどの新規でなかなか開設できない現状の中で、他県だと新規で施設を整備するだけでなく、例えば助産師に対する人件費の補助をしているところがあったり、施設だけでなく高齢のために産科はやめてしまうけれども、院内助産だったり、助産師外来だったらそのまま継続できるのではないかということで、その費用に対する、助産師の人件費に対する支援というところまで拡充している取り組みがありまして、新規で開設するのが難しい中で、私は岩手県としてもやはりそういった拡充も検討していくべきではないかと思っております。

例えば兵庫県では、院内助産、助産師外来の推進に積極的に取り組んでいきまして、助産師の出向支援事業や助産師の資質向上確保対策に関する実態調査というのを、私が見る限りは、3カ年継続して助産師の皆さんにしっかりアンケート調査されている現状でして、院内助産、助産師外来の設置促進への支援につなげていると思っております。そういった新規の部分についての補助内容、支援内容について、新たに拡充していくべきではないかと感じますけれども、県の所感についてお伺いしたいと思います。

○鎌田特命参事兼地域医療推進課長 本県は産科の医師だけではなく、看護師や助産師の医療従事者の方々の医療資源が限られている状況がございます。その中で産科診療所に対してどういった支援が効果的なのかにつきましては、今吉田敬子委員御紹介の他県の取り組み事例等を情報収集して、実績や効果等も調べた上で協議会の場において意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 そしてまた、助産師の中でもアドバンス助産師というものがありますけれども、その育成の意義についての県の所感をお伺いしたいと思います。県内のアド

バンス助産師数についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○中田医務課長 初めにアドバンス助産師の配置状況でございます。令和3年度は、新規及び更新で認証されました59名を含みまして、全体で116名となっております。制度が開始されました平成27年度から5年間の新規認証者数が153名となっておりますので、37名減少したところでございます。

減少の要因につきましては、詳細は確認できておりませんが、アドバンス助産師の更新申請には必要な要件も多く、所属医療機関だけでは申請要件を満たせない、あるいは研修時間も長く、研修受講への負担などに課題があると聞いております。加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が実行できなかったことなどが想定されるところでございます。

続きまして、アドバンス助産師の育成の意義でございます。アドバンス助産師は、自己の知識や技術を研修や実践を通じてブラッシュアップし、より一層助産師としての専門性を高めるなど、助産師の能力向上に寄与するものと考えております。

一方で、現段階では、認定看護師や専門看護師で認められている診療報酬上の評価がアドバンス助産師では明確でないこと、また先ほど申し上げたとおり、アドバンス助産師の更新申請に必要な要件が多く、さまざまな問題があると承知しております。

国におきましては、第8次医療計画に向けまして、アドバンス助産師や新生児集中ケア認定看護師等の専門性の高い人材の活用について検討していくこととしており、今後国の動向も注視しながら関係団体とも連携し、支援を研究検討してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 県内では116名のアドバンス助産師の方がいらっしゃって、今回ちょうど5年の更新時期であったということですが、国でアドバンス助産師をしっかりと定義していただきたいと思いつつも、やはりせっかくアドバンス助産師を採っても、報酬等も何も変わらなかったりすることもあるとあって、更新をしなくてもいいかという考えにもつながっているのではないかと感じております。そこは、国でアドバンス助産師の意義などをしっかりと示していただきたいと思っております。一方で福島県では研修経費への補助をしていたり、助産師の育成に対しても重点を置いていて、そういった経費に対しても補助することが大事だということでやられている県もありますので、岩手県小児・周産期医療協議会で今後の助産師の活用については協議されていく中ではありますけれども、そういったアドバンテージというのは、やはり一定数必要なのではないかと思っております。この医師不足、そして施設も減少していく中で、できることを最大限にやっていく必要があつて、アドバンス助産師を採って、しっかりと院内助産だったり、助産師外来でも活躍したいという方がいれば、そういったところに配置できるような仕組みを本県でしっかりと整備していただきたいと思っておりますが、改めて今後の助産師の育成についての御所見をお伺いしたいと思います。

○中田医務課長 アドバンス助産師への支援でございますが、本県におきましては、現

在公益財団法人岩手県看護協会の独自研修の中にアドバンス助産師の更新に必要なカリキュラムを組み入れることで対象者の支援を行っているところでございます。また、医療局におきましても、アドバンス助産師の資格取得に際しまして、研修の受講料を補助するなどの措置が取られていると聞いております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、全体数としては減っている現状がございますので、状況をしっかり分析をしまして、関係団体とも協議をしながら必要な支援について検討してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 来年度部会も開かれて細かくやっていただけると大変期待して注視しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

子育て世代包括支援センターの設置の状況について、課題と今後の方向性をお伺いしたいと思います。子育て世代包括支援センターでは、妊産婦への訪問支援事業も行っておりますけれども、切れ目のない支援となるように、子育て世代包括支援センターの役割は大変重要だと思いますが、改めて御所見をお伺いしたいと思います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 まず、子育て世代包括支援センターの状況でございますけれども、令和4年1月現在で28市町村において設置されておまして、来年度設置を予定している市町村も幾つかございますことから、年々整備が進んできていると認識しております。市町村におきましては、母子保健を中心に、主に妊娠、出産、子育ての支援が必要な方々を対象として支援を行っており、支援ニーズの蓄積や現在子供部門の児童福祉法の改正が検討されているところではございますけれども、児童福祉分野との連携、役割分担が課題であると認識しております。

県では、これまで保健所による会議の開催やさまざまな講師を招いた研修会などを実施しているところですので、引き続き未設置市町村の状況把握に努めるとともに、地域の実情に応じた事業展開ができるよう助言を行うなど、全ての市町村において設置が進むよう支援していきたいと考えております。

それから、今吉田敬子委員から御紹介のありました妊産婦訪問支援事業でございますけれども、この事業は新型コロナウイルスに感染し、退院した妊産婦に対して、保健師や助産師が定期的な訪問等により支援するという事業でございます。事業の対象となる妊産婦につきましては、県が委託する産科医療機関を通じて支援希望の有無を確認しまして、情報提供いただくスキームとしております。感染した妊産婦の意向は全て把握できる体制としているところでございますけれども、事業を開始いたしました令和2年度以降支援を希望する妊産婦はいなかったところでございます。

○吉田敬子委員 国も子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援センターが一緒になるという、新たなセンターの設置に変えていく方向になっているので、せっかく子育て支援センター設置は進んだけれども、また市町村は新しい体制にしなければいけないので、正直大変だと思っておりました。一方で本来の趣旨にのっとって切れ目のない支援にするために、国の方針は拡充していくということですから、そこは必要だと

は思っておりますけれども、ぜひ子育て世代包括支援センターが機能してくれるように、県としても市町村に対して指導強化等を図っていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、ライフプランニングの支援の取り組みについてお伺いしたいと思います。先ほど臼澤勉委員が少し触れられておりましたけれども、これはいわいで生み育てる県民運動としてライフプランコンテンツの作成と、生涯を通じた女性の健康支援としての啓発冊子の作成ということで、二つあるのではないかと、私は認識しております。それぞれの事業で具体的にどのような効果を期待しているのか、県教育委員会との連携についてお話がありましたけれども、例えば高校生にはパンフレットの作成を通じてということですが、ただ配付するだけなのか、例えば何回とか、具体的に目標設定があるのか。ライフプランコンテンツについては、対象者が企業等も含まれた婚活前の人やその親、勤め先の経営者などがありますけれども、例えば具体的に何回活用されることを目標とされているのかお伺いしたいと思います。

○畠山企画課長 ライフプランコンテンツについてでございます。今はまだ具体的に活用の件数などの明確な目標設定はございません。先ほど臼澤勉委員にも御答弁申し上げたとおり、参画の状況をどのように把握するかは今検討しているところでございます。

基本的にライフプランコンテンツに関しましては、当事者であるこれから結婚なさる吉田敬子委員から御紹介のあった方々や、一般の方々が中心のコンテンツを想定しておりますけれども、その中でも教育現場でももし使えそうな部分があるようございまして、県教育委員会とよく話をしてみても、使えるものに関しては使っていきたいと考えております。

○日向特命参事兼次世代育成課長 ライフプラン啓発冊子、漫画版の配付でございます。冊子の作成に当たりましては、産婦人科医の監修の下、各自で書き込みが可能なライフプランシートなども盛り込みまして、妊娠、不妊についての理解を深めて、みずからのライフプランを考えてもらう工夫をすることのほか、先ほども御紹介いたしましたけれども、教員等向けの指導用マニュアルもあわせて作成をいたしまして、単に配付するだけではなくて、授業や講義の教材として使っていただけるように配付する予定としております。若い世代の方々に結婚や妊娠、出産についての将来を考えてもらえる機会となること、新しい知識の普及につながるものと期待をしているところでございます。

県教育委員会との連携についてですが、漫画の冊子につきましては令和2年度にも同様に配付したところでございますけれども、その際には県教育委員会協力のもと配付をさせていただきましたし、来年度においても前回と同様に学校等の理解、協力をいただき、有効に活用していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 時間がないのですけれども、県教育委員会は教育委員会で保健体育の授業でやっていて、保健福祉部が独自にやったことを一緒に授業の中でやっているのか、また別でやるのか、やはりもう少し踏み込んでいただきたいと思っております。令和2年度も実施されたということですが、私もいろいろライフプランの推進について

提言させていただいているので、他県の状況を確認すると、例えば鳥取県はこういったものを保健福祉部が作った上で、助産師会に委託をして学校に直接行ってもらうという取り組みをして、すごく件数がふえていて、学校現場だけではない、プラスアルファでやっている実績が見えていたので、やはり保健福祉部がせっかくこういった事業をやるのであれば、もっと配付のプラスアルファも今後検討していただきたいと思っております。御所見があればお伺いします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 ただいま貴重な御意見をいただきました。まず、この冊子につきましては、必要なときに活用できるように配付したいと考えております。学校では、学年によって性教育を含めて、この学年にはこの教育、この学年ではこの授業とカリキュラムがあるようですので、そこにマッチして使っていただけるように配付をしたいと考えておりますし、それから生涯を通じた授業の中で、学校等に訪問をして講演会等をする機会もございますので、そういう際にも有効に活用していただけるように、手配をしていきたいと考えております。

○千田美津子委員 何点か質問させていただきます。

まず最初に、先ほども請願の議論がありましたが、私は3回目のワクチン接種の促進策についてお聞きをしたいと思っております。この間、県の集団接種が行われておりますが、特に日曜日の接種率があまり芳しくないと思っております。その原因と、改善策をいろいろ考えていらっしゃると思っておりますのでお聞きしたいと思っております。

それから、江刺西体育館でも20日にあったようですが、何日前かに予約希望が19.4%と見ましたので、どうだったのかお聞きしたいと思っております。

○佐々木医療政策室長 県の集団接種の関係でございますけれども、国による3回目接種の前倒しを踏まえまして、県では、2月26日から県による集団接種を実施しておりますが、千田美津子委員から御指摘いただきましたとおり、2月27日、3月13日、いずれも日曜日ということで、土曜日と比較しまして接種の予約が少ない状況になっております。予約が少ない要因につきましては、例えば接種翌日の発熱など副反応への懸念ということで、日曜日の接種を避ける傾向があるのではないかと考えております。

こうした状況を踏まえまして、4月以降の県の集団接種におきましては、希望者が少ない日曜日の午後の接種を取りやめまして、土曜日の夜間の接種を実施していくこととしているほか、1回目、2回目の県の集団接種において団体という形で予約枠を設けていたところでございますけれども、これにつきましても新規分も含めまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、江刺西体育館での接種についてであります。今回19日と20日の結果でございますけれども、土曜日につきましては予約枠540人に対して504人で、93.3%でございました。日曜日につきましては、午前、午後で予約枠が多くなっている関係もあるのですけれども、1,080人の予約枠に対して329人で、31.9%という状況でございました。

○千田美津子委員 土曜日の夜間の接種、あるいは団体枠ということで、いろいろこの間の経験を生かして新たに対応されているということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それで、岩手県全体の接種対象者に対する接種状況なのですが、いただいている資料では2月分で岩手県の接種率は83.4%と結構高いほうだとは思いますが、全国が97.4%になっているのです。そして、累計でも岩手県の65.3%に対して全国は74.9%、10%以上の差がありますが、この差は一体何が原因なのかお聞きします。

○佐々木医療政策室長 千田美津子委員御指摘の今の数値につきましては、その月の対象者に対する接種の率でございます。2月末時点におきます3回目接種は、全国と比較して低くなっているところでございますが、その主な要因として、この時期だと高齢者の対象者が多くなっておりますので、寒さや積雪などから冬期間に外出を控えることが考えられまして、全国的に見ましても積雪が多い寒冷地域ほど接種率が低くなっている状況でございます。

こうした状況も踏まえまして、本県では特に重症化リスクの高い高齢者に接種していただけるように、接種会場における防寒対策の徹底もそうですけれども、冬期間に対応した交通手段の確保を市町村にも働きかけていたところでございまして、引き続き3回目接種のこうした情報発信も含めて取り組んでいくことを考えています。

これまでの取り組みもありまして、今3月末での接種率の推計ですと、大体全国と同程度になる見込みでございます。

○千田美津子委員 今年も積雪が多かったのと、それから今の時期、確かに高齢者優先接種ということで、私もやりましたけれども、そういった意味で低いということがわかりました。3月末では全国並みということで、本当に関係者の皆さんの努力に感謝したいと思います。

それで、岩手県内を見渡しまして、非常に接種率が高い市町村もありますが、何かそれらの市町村の教訓はあるのか、それからおくらしているところへの県の支援等はどのように考えていらっしゃるかお聞きします。

○佐々木医療政策室長 市町村の接種率でございますけれども、国では市町村別の接種率は公表していないところでございますが、接種率が高い市町村におきましては、国から方針が示されて以降、早期の段階から郡市医師会、関係医療機関等と調整を進めてきたとか、それから接種券の前倒しの送付、接種日程の拡大といった取り組み、対応もしてきたと承知しているところでございます。

県といたしましては、市町村と定期的に対応を行っておりますけれども、その機会も通じながらこうした好事例の取り組みにつきまして情報共有を図るとともに、関係機関、岩手県医師会等とも連携していきたいと考えております。

○千田美津子委員 本当に忙しい中、それから新型コロナウイルス感染症患者が少しこの間減ってきているようですが、あまり減らない中で、市町村への配慮等々、担当の皆

さんには本当に感謝したいと思います。

それで、今少し減ってきていると思っているのですけれども、今後春休み、そして子供たちも新学期が始まるということで、いろいろ懸念される場所があります。これからの県として対応していくべきこと、県民に呼びかけたいことは何かお聞きをしたいと思います。

○佐々木医療政策室長 3回目の接種を加速化させていくところでございますけれども、高齢者以外の接種を希望する方への接種の前倒しも重要と考えておりますし、また1回目、2回目と異なるワクチンの交互接種には不安を覚える方もいらっしゃると思いますので、十分な情報提供が必要と考えております。

これまで早期の接種券の送付や64歳以下の方への追加受付等につきまして、市町村にも要請してきているところでございますし、3月中にはほとんどの市町村が前回接種から6カ月たったところで接種券を対象者に送付する対応となる見込みでございます。

引き続き県でもホームページ、SNS等も通じながら、安全性、有効性、副反応に関する一層の情報発信等もきちんとしていきたいと考えております。

○千田美津子委員 今後ともよろしく願いいたします。

それでは、二つ目ですが、いわてで生み育てる支援本部について若干私からも質問をしたいと思います。先ほど白澤勉委員からも、総花的ではなく具体的にここを改善してほしいなどもっと見える形でという話がありましたし、吉田敬子委員からも話があったと思います。私も昨年9月定例会で、周産期医療の危機的な状況に対して何らかの対応をすべきだと申し上げておりましたので、今回の支援本部の立ち上げには感謝したいと思います。ただ、さまざまこの間の議論にもあったように、全てやるオーダー的な組織というだけでは、やはりあまりかわりばえがしないのではないかという危惧があります。

そこで、先ほどもいろいろお話ありましたが、進行管理を今後どうしていくのか、それから目指すところは合計特殊出生率という話もありましたが、私はやはりもう少し身近な部分で具体的な目標値が必要でないかと考えます。また、事務局推進体制はどうされるか、それから県民へのいろいろな周知もありましたけれども、県民の皆さんとの連携をもう少し具体的に見える形でやることが必要ではないかと思っておりますので、その点についてお聞きいたします。

○畠山企画課長 いわてで生み育てる支援本部に関してのお尋ねでございました。まず、1点目の進行管理でございます。先ほど来御答弁申し上げますけれども、安心して子供を産み育てる環境を充実させるために、今回の支援本部を設置したところでございます。こういった環境をつくっていくためには、施策の進捗状況、効果検証などの管理につきましては当然この本部の中で行いまして、関係部局がそれを全部協議しながら、全庁で一体となって取り組みを推進していきたいと考えております。

それから、目標値でございます。先ほど千田美津子委員から御指摘、御紹介のござい

ました合計特殊出生率の向上をやはり第2期岩手県ふるさと振興総合戦略に掲げていたり、またはいわて県民計画（2019～2028）にも目標として出ていますので、この向上がまず第一義的な目標になると思います。

それ以外の部分につきましては、各種政策の具体的推進目標と方策指標をいわて県民計画（2019～2028）の中でも定めておりますので、そういったところを通じて目標をしっかりとって各事業に取り組んでいきたいと考えております。

それから、事務局推進体制につきましては、御案内のとおり知事を本部長とし、副知事を副本部長、教育長、各部局長、各広域振興局長を本部員として本部を構成しております。そのほかに、各部局の企画課長等を構成員とした連絡会議を本部の下部組織として位置づけておまして、本部の所掌事務の連絡調整等を行って、幹事会的な役割を果たしながら推進をしていきたいと思っています。事務局に関しましては、当部が担当になっております。

それから、4点目のお尋ねでございます。県民との連携につきましては、先ほど臼澤勉委員にも御答弁申し上げましたけれども、いわてで生み育てる県民運動推進費を今回盛り込みましたので、県民が参画しやすい事業を展開していくことで県民への連携を図っていくことのほか、こうした取り組みを通じまして市町村をはじめ企業や団体との提携評価を図るとともに、いわてで働こう推進協議会やいわて女性の活躍促進連携会議などの官民連携組織ともしっかりと連動しながら、県民参加の取り組みを展開していきたいと考えております。

○千田美津子委員　さまざまな計画を網羅した取り組み的な発言にしか聞こえないのですけれども、この間岩手県が地域医療基本法（仮称）の制定の必要性を全国に発信し、地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会も立ち上げて、政府に対しても一定のインパクトのある活動をされてきたのではないかと考えております。

そういうものとは言いませんけれども、やはり総花的に見えてしまうので、柱をもう少ししっかりさせていくことで、そうか、そういう計画なのかと県民にしっかり印象づけられるようなものにしていくことが非常に大事であると思いますので、この点について、野原保健福祉部長にお聞きしたいと思います。

○野原保健福祉部長　いわてで生み育てる支援本部については、人口減少、自然減対策、少子化対策、そのために結婚、妊娠、出産、子育て、そして働き方改革、仕事と子育ての両立、これが求められると考えております。やはり全て重要ですので、これはやらなくていいという施策はないので、全てきちんとやっていく中においても、特に保育施策などは保健福祉部がやっていたけれども、仕事と子育ての両立の部分、労働施策に関係してくる部分かと思うのです。これもやはり県民の方々、企業の方々、関係部局とも一緒になって取り組まないと、もう従来の保健福祉部の福祉施策での取り組みだけではなかなか立ち行かなくなっていると思っています。そのためにいわてで生み育てる支援本部を立ち上げ、関係部局で全庁的に取り組む。県民の皆様方、企業の方々にもこの

問題について捉えていただいて、みんなで考えていく。その中で、岩手県の課題が何となく見えてまいりましたので、岩手県としては優先順位をつけて取り組んでいこうと考えております。実際少子化は40年以上前の1974年に既に人口置換水準の2.07を下回っております。岩手県でも人口減少が始まったのは1999年、日本でも2008年です。これまでいろいろやってきた中で現在の状況になっている。今これをやったからすぐよくなるというわけではなくて、やはり今始めないと、10年後、20年後につながっていかないという意識のもと、一方でやはりすぐやらなければならないこともありますので、きちんと優先順位や岩手県としての取り組みをいわてで生み育てる支援本部の中で十分協議、議論を重ねまして、この取り組みを形になるものとして進めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 よろしく願いいたします。

それでは、時間がありませんので、最後に後期高齢者医療についてお聞きしたいと思います。これは岩手県後期高齢者医療広域連合でいろいろやっているわけですが、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入する医療制度であります。これまで保険料率の見直しを行ってききましたが、新年度から更に見直しが行われるようですが、どのように把握されているのでしょうか。

それから、被保険者数がどういう状況にあるのかお聞きをしたいと思います。

○竹澤健康国保課総括課長 後期高齢者医療保険料でございますけれども、令和4年度、5年度の保険料につきましては、岩手県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、均等割4万900円、所得割7.36%に設定されたところでございます。今年度と比較いたしますと、均等割については2,900円の増、所得割については7.36%で据置きとなっております。

被保険者数でございますけれども、令和3年度の被保険者数、これは9月末現在でございますが、21万4,194人となっております。来年度の見込みですが、21万8,678人、令和5年度は22万4,096人と増加する見込みとなっております。背景といたしましては、団塊の世代の方々が後期高齢者医療に入られるということでございます。

○千田美津子委員 新年度から4万900円から2,900円増となるということでありまして。先ほど聞かないでしまったのですが、まず改定理由が何か、それから保険料引き上げによる影響額はどのようになっているかお聞きします。

○竹澤健康国保課総括課長 保険料率の改定理由でございますけれども、先ほども答弁申し上げましたが、団塊の世代の方々が今後後期高齢者入りされるということで、まず被保険者数の増加がございます。あと、これは健康的なものですけれども、医療の高度化等によりまして、1人当たりの医療費が上昇しております。こういったことから、現行の保険料では財源が不足するというところで、今回岩手県後期高齢者医療広域連合で保険料率を見直すことになったものでございます。

岩手県後期高齢者医療広域連合で考えております財源不足額を全部保険料に転嫁いた

しますと、やはり被保険者の方々の負担がどうしても重くなってしまうということで、今回県では後期高齢者医療制度に係る財政安定化基金を活用いたしまして、岩手県後期高齢者医療広域連合に交付することによって、激変緩和措置をすることとしております。令和4年度当初予算案におきましては、4億9,000万円余の予算を盛り込ませていただいているところでございます。

影響額につきましては、現行が均等割3万8,000円、所得割7.36%ですけれども、岩手県後期高齢者医療広域連合や県の基金を活用しない場合、均等割が4万4,500円、所得割が8.08%になるところを、今回岩手県後期高齢者医療広域連合と県の基金を活用して激変緩和措置を取ることによって、均等割を4万900円に、所得割については7.36%で据え置きとなっております。

○佐々木朋和委員長 千田美津子委員に申し上げます。

議会運営委員会でも申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○千田美津子委員 わかりました。最後にしますけれども、今県の財政安定化基金等を使って激変緩和をされたということで、それはそれで結構なのですが、実は今年の10月から後期高齢者医療保険料が1割から2割になる方々が多くあります。そういった意味では、ますます受診控え、健康悪化が危惧されますが、これらについてはどのようにお考えでしょうか。

○竹澤健康国保課総括課長 後期高齢者医療制度は、基本的に国が制度設計しておりますので、制度設計者である国の基金において必要な医療への受診抑制につながることはないように、県といたしましても全国知事会等を通じて提言等をしていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 先ほど聞かないでしまったものですから、短時間でお聞きしたいと思えます。

インフォームド・コンセントの現状について、十分なのかどうか、野原保健福祉部長の認識をまずお伺いしたい。

2点目は、今3回目のワクチン接種を進められておりますが、回を重ねることでADE抗体依存性感染増強、自己免疫疾患について心配ないのか。

3点目としては、前は2度ワクチン接種すれば、あとはいいだろうということだったのですが、効果が落ちてきたので、6カ月から8カ月で3回目の接種となりました。こういう感じだと、また6カ月後に4回目の接種ということも出てくるのかと思われれます。終わりのないワクチン禍に入っているのではないかと思います。これについてはどういような状況で抜け出すことができるのか、どのように認識されているのか、この3点をまとめて野原保健福祉部長に聞きます。

○野原保健福祉部長 インフォームド・コンセントについては、まずワクチン接種を受けられる方にやはり疑問に対して丁寧にお答えをしていく。その上で、接種を受ける、

受けないというのを被接種者、そして保護者の方が判断していただくことが基本だと考えています。

先ほど佐々木医療政策室長からも御説明したとおり、この手続については法定受託事務で国の手順が示されております。事前にワクチン接種についての手引きを送り、看護師等における問診を行い、医師が確認し、何か御不明な点はありませんかという形で、最後にサインをいただいています。これについては、通常で例えば初診で医師にかかったときに、さまざまこういう治療、診断をします、こういった薬を出しますという説明をされています。それと何ら変わらない手順で、まずは進められていると思いますし、不明な点については県の専門相談コールセンターにおいても丁寧に対応していきたいと考えています。

今後についてですけれども、本当に不安になっている方が多いのはよく分かります。高橋はじめ委員からお話があったようなワクチン接種の後に亡くなった方がいらっしゃるという情報もあります。一方で、例えば今日本では年間 130 万人の方がお亡くなりになっています。ワクチン接種率が国民の 9 割になる中で、8,000 万人の方が複数回受けている。ワクチン接種の後に何らかの有害事象があるというのは、これだけの方が受けている中であって、やはりどうしても出てまいります。前後関係と因果関係があるというのは、きちんと科学的に検証しなくてはならないと思います。

ワクチンを受けた方と受けていない方がその有害事象にかかる確率はどのぐらい差があるのかを丁寧に調べています。これは、世界で申しますと、多分数十億人の方がワクチン接種を受けられています。世界中の研究者、研究機関でワクチン接種後の有害事象の経過を、公衆衛生やワクチン関係の研究者がこれほど大がかりでフォローしている事案はこれまでないのではないかと思います。治験を重ねております。物すごい数です。そこは、やはり多くの研究機関が研究者同士できちんと検証し合って、国際的な機関が科学的な検証を進められていると認識しておりますので、我々もそういった部分について丁寧に県民の皆様にお伝えしたいと思っておりますし、そこは科学の力を信じたいと思っております。丁寧にやっていると私は思っております。

また、今後どうなっていくのかに関しましては、例えば今オミクロン株が流行していますが、オミクロン株というのはデルタ株などの、以前のものと全く違う感染症となっているといってもいいぐらい、この新型コロナウイルスに関しては感染症の様態がかなり変わってきていますので、今の時点で今度どうなっていくのかは、明確には申し上げられないのですが、いずれある程度ワクチンについても治験が重なって、より有効なものが開発されるのではないかと思います。また有効な経口薬、治療薬なども今後普及していった場合においては、例えば今季節性インフルエンザは年に 1 遍、冬に流行しますので、秋にワクチン接種をし、そのシーズンに合うようなワクチン接種をしていますけれども、新型コロナワクチンに関しても定期的に打つのか、例えば年に 1 回といった形になって打っていくのか、それとも経口摂取との兼ね合いでやっていくのかというのは、

今後議論されていくものと認識しております。

一方で、国でも4回目のワクチン接種については今議論されていると聞いておりますので、そうした情報についても丁寧に情報収集をしまして、適切な周知、そしてやはり接種を希望する方もいらっしゃると思いますので、そうした方々に対してはきちんとした機会を提供できるように、市町村とも連携して進めてまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 ワクチンを推奨する方と推進する方と慎重な方と、それぞれ基本は同じなのですね。命を守るため、健康を守るためと、お互いにそう思いながらいろいろな意見を述べております。そういう意味では、今非常に分断されたようなになっているのですけれども、早急に解消していかなければならないと思っております。早くそういう時期が来ればいいと、心待ちにしているところでございます。皆様方もいろいろそういう面では大変でしょうが、ぜひ引き続き職務をよろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第39号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木経営管理課総括課長 それでは、議案第39号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その3)の49ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付しております資料、議案第39号権利の放棄に関し議決を求めることについてに従い御説明いたします。

まず、1、提案の趣旨でございますが、県立病院における過年度未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、放棄する権利の内容等でございますが、(1)、放棄する権利の内容は過年度個人未収金であり、医療費等の自己負担で年度を超えて未収金となっているものでございます。

(2)、放棄する額等については、資料の表のとおりでございます。

次ページをお開き願います。放棄する件数及び金額について理由別に申し上げます。ア、債務者等の所在不明により時効の援用の確認ができないものが15件、224万490円でございます。電話、文書により催告を行っていたものでございますが、支払いがなされないまま所在不明となり、住民票請求等により調査いたしましたが、所在が判明せず、時効の援用の確認ができないことから、権利を放棄しようとするものであります。

続いて、イ、自己破産による免責決定によるものが9件、109万8,288円でございます。

こちらも催告を行っていたものでございますが、債務者の自己破産により免責決定となり、請求不可能となったことから権利を放棄しようとするものであります。

最後に、ウ、相続放棄によるものが6件、86万7,050円でございます。債務者の死亡により相続人へ請求を行いました、相続人全員が相続を放棄したことにより請求不可能となったことから、権利を放棄しようとするものであります。

以上、合計30件、420万5,828円でございます。

次に、3、権利放棄に係る経緯については、ただいま申し上げました経緯をまとめたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○佐々木朋和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立病院等の経営計画（2019～2024）中間見直しについて発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木経営管理課総括課長 岩手県立病院等の経営計画（2019～2024）の中間見直しについて、お手元の資料により御説明申し上げます。

経営計画の中間見直しにつきましては、昨年12月の当委員会において検討状況を報告したところでございますが、今般国で検討が進められております公立病院経営強化ガイドラインですとか、令和4年度当初予算案の編成等を踏まえ、必要な見直しを行い、最終案として取りまとめたことから、改めて説明させていただくものであります。

まず資料の1、中間見直しの考え方ではありますが、県保健医療計画の中間見直しや今後の新興感染症への対応などの視点を考慮しながら見直しを行うものであります。令和2年度の県保健医療計画の見直しが統計数値の時点更新や数値目標の見直しが中心で、取り組み内容等に大きな変更はありませんでしたので、経営計画のうち7章の実施計画、職員配置計画ですとか収支計画等を定めているところでございますが、これを中心にこれまでの実績などを踏まえ、必要な見直しを行うものであります。

次に、資料の2、主な見直し内容の(1)、県立病院が担うべき役割と機能であります、

新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の対応につきましては、現在国においても議論が進められており、令和6年度を初年度とする第8次医療計画から新興感染症等の感染拡大時における医療の項目を新たに記載することとされております。

さらに、国では平成26年度に策定しました新公立病院改革ガイドライン、これに代わる新たなガイドラインであります公立病院経営強化ガイドラインを今年度末までに策定し、地方公共団体に対して公立病院経営強化プランの策定を要請する予定としておりますけれども、この新たなガイドラインにおいて、新興感染症に備えた平時からの対応がポイントの一つとされていることから、これらを踏まえ、対応を検討していく旨を追記するものであります。

次に、(2)、実施計画のうち、①、患者数の推移であります。令和4年度当初予算案及び令和3年度補正予算を踏まえて患者数の推計を改めて行ったものでありまして、令和5年度以降の患者数につきましては、外来患者数については前回報告時点から各年度9,000人程度減少しておりますが、入院患者数は前回報告時点と同程度と見込んでおります。

2ページをお開き願います。②、職員配置計画であります。前回の当委員会において医師、看護師等をふやすべきとの御意見をいただいたところでありますが、病院経営を行っていく上で、これまでの職員配置の実績を見つつ、患者数や業務量等を踏まえて、現有人員の適正配置等に努めていく必要があることから、前回の報告と同様の内容としております。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応する看護師につきましては、感染拡大に対応するため、令和3年度において36人を配置したところでありますけれども、年明け以降多くの患者が発生している状況が続いていることから、令和4年度におきましても引き続き職員配置計画とは別に36人を配置することとしております。

3ページをお開き願います。③、収支計画であります。こちらは令和4年度当初予算案及び令和3年度補正予算を踏まえ、収支見込みの推計を改めて行ったものであります。令和5年度以降の損益につきましては、前回報告時点では各年度10億円程度の黒字を見込んでいたところでありますが、最終案では令和5年度が2億円余、令和6年度が11億円余の黒字としたところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木朋和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 軽米町からの陳情の件なのですが、令和3年4月及び9月の2度にわたる軽米町からの損害賠償を求める要望書の内容について及び医療局から軽米町への回答書の内容について、資料を含めて説明いただければと思います。

令和3年9月3日に軽米町長が陳情に来た際に、小原医療局長から協力する考えに変わりはない、県民への説明を含めて進めなければならず、さまざまな確認をしながら対応したいと述べたという新聞報道がありました。県議会でも説明があるのかということでお待ちしておりましたが、なかなかないものですから、今回お尋ねするものです。

○鈴木経営管理課総括課長 高橋はじめ委員の御質問に対しまして、お許しをいただければ、資料をお配りして御説明したいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○佐々木朋和委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○鈴木経営管理課総括課長 それでは、説明させていただきます。

まず、資料の1、廃棄物が出土した旧県立軽米病院跡地について説明させていただきます。軽米町が発注したかるまい交流駅（仮称）でございますけれども、この建設用地であります旧県立軽米病院跡地は、昭和21年に岩手県農業会が土地所有者から土地を賃借して旧県立軽米病院を開設したものであります。

その後、昭和25年に医療局に移管した際、土地についても医療局が引き続き土地所有者から賃借をして病院事業を継承し、その後昭和44年に県立軽米病院は軽米町役場の隣接地に新築移転しております。県立軽米病院が移転した後の当該土地につきましては、軽米町が引き続き所有者から賃借して、医療局から譲渡を受けた旧県立軽米病院建物を活用して、幼稚園や菓子工場などとして利活用を続けております。

その後、平成17年に町が旧県立軽米病院建物などの建物を全て撤去して土地所有者に土地を御返還しましたが、今般平成29年に町が交流施設の建設予定地として土地所有者から購入し、令和2年10月に交流施設の建設工事に着手したところ、同年11月に当該土地から廃棄物等が出土したというものでございます。

次に、2の廃棄物が出土した後の経緯についてであります。廃棄物の出土が判明した後、令和2年12月に2回にわたって軽米町から費用の負担に関して口頭で要望がありまして、令和3年4月には出土した廃棄物の撤去費用のほか、試掘調査費、土壌分析費、それから工事延長に伴い増額となる工事請負費、工事遅延により生ずる補償金、合わせて1億2,200万円余について医療局に費用負担を求める要望書の提出があったところであります。

これに対して、5月に医療局の回答としまして、まず(1)、試掘調査費、土壌分析費につきましては、本来事業者が事業執行に支障がないか事前に確認するに当たり必要となる費用であり、この費用を医療局が負担するものではないこと。また、(2)、医療廃棄物の撤去処分費につきましては、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等においては、医療局が費用を負担する法的根拠はないと考えますが、医療局が処分費用を負担する考え方を示しただきたいこと。また廃棄物の内容、量、出土位置などがわかる資料を提出していただきたいこと。さらに、(3)、工期延長に伴い増額となる工事請負費、それから工事遅延により生ずる補償金につきましては、事業者が工事に支障が出ないよう工事着工前に試掘調査、土壌分析調査を行い、廃棄物等を事前に処分していれば発生しない費用であり、土地を取得した以降、その時間は十分にあったことから、その費用を医療局が負担する理由がないことの考えを示しまして、今後の進め方について改めて協議する場を設けたい旨回答をしたところでございます。

その後、当該土地から基準値を超える鉛成分が検出されたことから、9月には鉛汚染土壌撤去費を含めた総額約1億6,500万円余の全額を医療局で負担してほしいという要望書の提出を受けたところでございます。その要望書を受けました席上で、今後協議する場を設けて協議していくこととなったことから、10月に町と医療局で協議を行いまして、医療局から改めて廃棄物の内容、量、出土位置などがわかる資料に加え、鉛汚染土壌の撤去費について医療局に負担を求める根拠となる資料等の提出を依頼したところでございます。

その後、令和4年1月に軽米町の代理人弁護士から、医療局の求める資料は既に提出した資料で足るものと考えているとしまして、医療局に請求する法的な考え方とともに、廃棄物の処分などにかかりました最終的な費用として1億9,500万円余を請求する通知があったところでございます。

医療局としましては、仮に道義的な責任に基づいて医療廃棄物に係る処分費用を負担することを検討するとしても、医療廃棄物がどの程度出土しているのか、廃棄物以外の廃棄物とどのような割合で出土しているのかなどが不明のままでは、具体的な検討ができないことから、医療局の代理人弁護士と協議し、町の代理人弁護士に対し、廃棄物の内容、量、出土位置などが分かる資料の提出を依頼する回答を3月に行ったところでございます。説明は以上でございます。

○高橋はじめ委員 これまでの経緯をいろいろ総合的に見て、この医療局としての対応は、私は間違いはないと思っております。

あと、できればこうした情報も、もう少し早く議会にも出していただければよかったですと思っております。さまざまな内部検討の時間も必要なかもしれませんが、いずれ軽米町ではいろいろな情報、医療局が出した回答書もずっと回っておりますので、そういう意味ではあまり時差がない形で情報も出していただければいいと思います。

○千田美津子委員 一つは、先ほど説明いただいた県立病院の経営計画の中間見直しについてです。この間も、先ほどの説明の中にもありましたが、特に看護師等の増員が必要だと指摘をしてきましたけれども、残念ながらきょうの報告では、増員数は現計画と同程度を見込むというものでありました。

ただ、今回の予算特別委員会の中でも指摘があったように、退職者に占める普通退職のうち、特に看護職員が非常に多いのが気になります。やはり県立病院は、県民に本当によい医療を提供していて本当に要だと思っておりますが、長年働いた方々が早く辞めて退職者の7割を占めるという実態は、決して健全な状況ではないと思います。すぐ見直すことにはならないと思いますが、私は新型コロナウイルス感染症対応で別途に36人を配置して頑張っている状況も評価しておりますが、全体が県民にとって安心できる県立病院であってほしいという点から、看護師がせめて定年退職まで働き続けたいと思うような病院にするためにも、今の実態はやはり大変きつい状況があるのではないかと思いますので、その点を小原医療局長にお聞きしたいと思います。

○小原医療局長 看護師の退職についての御質問がありましたが、看護師の退職につい

てこの5年間の推移を申し上げますと、普通退職ですが、平成29年で88名、平成30年で109名、令和元年で85名、令和2年度で79名、令和3年度で96名の退職者となっております。さまざま事情はありますが、主に結婚や家族の介護、家庭事情によることが多いと聞いております。特段近年急激に多くなっている状況ではないと考えておりますけれども、ここ数年ハラスメント対策ですとか、職場の環境整備に力を入れて、離職防止にも鋭意取り組んでいるところでありまして、今後職員との面談を厚くするなどといった取り組みによりまして、長く働いていただける環境づくりにさらに努めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 家庭事情が多いということが答弁にありますが、私はそうでない事例も多々聞いています。ただ、今御答弁いただいたように、さまざまハラスメント対策とか、私たちも指摘をした部分がありますので、改善に向けて非常に頑張ってくださいということもわかりますので、ぜひ働いている方々の気持ちに添うような、アンケートを取ったり、適切な対応を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、県立病院における各診療科への医師配置についてであります。できれば本当は令和4年度の配置の状況がどうなるのか知りたかったのですが、わかる範囲内でお知らせいただきたいと思っております。

○菊地医師支援推進監 県立病院の各診療科の医師配置についてでございますが、予算特別委員会でも御答弁をさせていただいておりますが、新年度の体制がまだ流動的などころがございますので、主なものというところで御紹介させていただきます。まずは県立釜石病院の神経内科でございますが、非常勤の医師の応援でずっとやっておりましたが、こちらに常勤の医師1名の配置が確定しております。また、同じ県立釜石病院でございますが、形成外科の医師も1名、常勤の医師も配置が決まっております。また、県立久慈病院でございますが、産婦人科の常勤の医師1名が配置されることになっております。大きな変更でふえるところは、そのような状況でございます。

○千田美津子委員 新たに配置されるという点で、特に県立久慈病院の産婦人科の配置については、この間も県立二戸病院から配置をして頑張ってきたという点を知っておりますので、医師が足りない中でも現場、医療局のさまざまな検討の中で、そのような体制を取られたことに敬意を表したいと思います。

それで、奨学金要請医師がずっとふえてきておりますが、この5年間の状況と、新年度の配置状況についてお聞きしたいと思います。

○菊地医師支援推進監 奨学金養成医師の配置状況のお尋ねでございます。ここ5年の推移でございますが、5年前の平成30年に義務履行として配置された人数は42名となっております。令和元年度は11名ふえまして53名、令和2年度は84名、令和3年度は104名の配置になっております。令和4年度でございますが、まだ少し流動的な部分がございますが、119名の配置が確定しております。

○千田美津子委員 119名ということで、着々と実績が積み上がっていますが、奨学金

養成医師の方々は沿岸地域に配置をするという方針もあったようですけれども、そういう部分では大船渡地域、釜石地域、宮古地域、久慈地域等々がふえているかと思いますが、この奨学金医師の状況をもう少しお知らせいただきたいことと、新型コロナウイルス感染症の対応で呼吸器内科の医師がふえているのか、見込みについてお知らせいただきたいと思います。

○植野医師支援推進室長 まず、沿岸地域への奨学金養成医師の配置でございますが、令和4年度で気仙地域、釜石地域、宮古地域、久慈地域の合計で38名の配置となっております。

それから、呼吸器内科でございますけれども、こちらは県立病院と市町村立病院も含めての数字ですが、令和4年度に6名の配置になっております。千田美津子委員も御存じのように、新型コロナウイルス感染症に対しては呼吸器内科の医師に限らず、総合内科の医師も含め、県立病院全体で支援しておりますので、病院、医療局を挙げて対応している状況でございます。来年度も引き続きそのように対応してまいりたいと思います。

○千田美津子委員 最後にしますけれども、産婦人科の医師は令和2年度が30人、令和3年度が31人だったと思いますが、令和4年度はどのような見込みでしょうか。

○植野医師支援推進室長 手元に資料がございませんけれども、令和4年度の奨学金養成医師の配置につきましては10名を予定しております、こちらはほぼ前年度と同じ人数でございます。

○菊地医師支援推進監 大変申し訳ございませんでした。県立病院の産婦人科医でございますが、前年度に比べまして2名増員されることになっております。

○白澤勉委員 予定していなかったのですが、本日資料が出されたので、私からも質問させていただきたいと思うのですが、軽米町から医療局に対して廃棄物処理費について要求されている。そして、我々県議会の環境福祉委員会としても、これについて判断をしなければいけないこともありまして、確認を含めて質問させていただきますが、まずこの要望額、4月に1億2,200万円程度でしたが、先ほどの説明では9月には鉛の汚染土壌の撤去処分も含めて1億6,500万円と、5カ月ぐらいで約4,300万円アップしました。さらに、年を越して1月に1億9,500万円ということで、さらに3,000万円ふえているのです。この要求額、請求額の妥当性、これはなぜアップしているのかお伺いします。

○鈴木経営管理課総括課長 軽米町からの要望額についてでございます。最初の令和3年4月の段階では、ある程度見込みでこれぐらいの処分費がかかるだろうということで出されたものと承知しております。その後、9月には、さらに廃棄物の処分費用である程度固まってきた部分と、先ほど申し上げました鉛汚染土壌の撤去費用分も追加されたこと、令和4年1月に出されました1億9,500万円につきましては、最終的な処分費として確定した分と、代理人弁護士の弁護士費用が上乗せになっているところでございます。

○白澤勉委員 これには、工事の延滞金は含まれているのでしょうか。そして、現場は今どのような状況になっているのかお伺いします。

○鈴木経営管理課総括課長 工事の現在の状況につきましては、廃棄物汚染土壌等の処分については全て終了しております、かるまい交流駅（仮称）の建設工事が今進められているところでございます。

延滞金につきましては、含まれているものでございます。

○白澤勉委員 もう既に工事は動いていて、延滞金はそれまでの間の金額だと思いますが、工事はいつぐらいから着手されているのでしょうか。要は延滞金の時期がいつまでかもしわかれば教えていただきたい。

なぜそんなことを聞いているのかというと、医療局としては軽米町には、弁護士を通じてその必要な量だとか、出土位置だとか、わかる資料を出してくれと伝えています。要は医療局としてこの廃棄物、医療系廃棄物を処分する理屈、明確な理由づけなくしては、県民の税金を使って医療局の予算で処分することがなかなかできないというのは、まさにそのとおりだと思うのです。

そういった意味で、証拠というか現状の保管、あるいはこれまでの試掘調査の結果、土壌分析のデータ、鉛の汚染土壌の量、私が聞いている範囲では、50カ所をプロットして、1メートル間隔でやった中で2カ所から基準値の0.01を超えた0.05が出たということでありましたが、今の状況と医療局のお考えをお伺いします。

○鈴木経営管理課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、医療局で費用負担する法的な根拠はないものと考えているところでございますので、回答書の中でも、軽米町ではどういうお考えに基づいて医療局が負担するとしているのかをお聞かせいただきたいと回答しているところでございます。

さらに、先ほど白澤勉委員からお話があったさまざまな資料がないと積算できないのではないかとこのところにつきましても、まさにそのとおりでございまして、そういった資料について軽米町に求めているところでございます。

○白澤勉委員 ことしの1月に軽米町の弁護士を通じて1億9,500万円の要求があり、これについても、鉛汚染土壌の撤去処分に要する費用も含まれているということで、私も環境生活部の審査でも黒田環境保全課総括課長から聞いたり、あるいはこの2月定例会を私はインターネット中継で聞かせていただいておりますが、鉛についてもこれが旧県立軽米病院から出土したものなのかという、根拠がはっきり言って誰もわからないのです。環境生活部に聞けば、これは自然由来の鉛なのかもしれないというお話もあります。ですから、なぜ軽米町は根拠がはっきりしないものを行政の立場で医療局に要求しているかわからないと感じるのですが、医療局はどのように受け止めていますか。

○鈴木経営管理課総括課長 鉛の出土の部分につきましては、軽米町からいただいた要望書の中では、廃棄した廃棄物が出たものの中からみ鉛成分が出ているということで、廃棄物自体が全て医療局で捨てたものであろうから、医療局でというお考えのように承

っております。

ただ、我々といたしましては、廃棄物として鉛成分が検出されるような廃棄物は出土していないということがあります。あと、これまで県立病院の跡地からさまざまな汚染土壌が出ておりますけれども、私の承知している限りでは、鉛成分が出たということは承知しておりませんので、県立病院で特に鉛由来のものを直接使うということはなかなか考えにくいと思っていますところでございます。いずれにしても、どういうお考えで鉛の処分費用についても医療局が負担をするのかについては、お考えをお伺いしているところでございます。

○白澤勉委員 ぜひ資料要求したいのですけれども、軽米町が行ったこれまでの試掘調査の結果のデータ、土壌分析のデータ、まずそういったエビデンスの根拠を我々にも示していただきたい。そうでなければ、判断のしようがございませぬし、そもそも鉛の汚染土壌の撤去も、先ほども環境生活部の審査であえて質問しましたけれども、環境行政を所管している環境生活部は、撤去の処分計画、届け出を受けて、事業主体側を指導して、その処分計画が妥当なのかどうかも含めて、本来は厳しく廃棄物の処理に関する処分は、民間を含め徹底的にやるのです。なぜこれが何となくぬるぬると行っているのが気になる。それを医療局に言ってもしようがないのですが、いずれこれまで軽米町が町の費用でやった部分についての費用を請求されている以上は、我々としても知らなければいろいろと今後の判断をしかねる部分もありますので、軽米町で行っているデータにつきましては、お示しいただきながら考えさせていただきたいと思います。ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木経営管理課総括課長 白澤勉委員からお話いただいたさまざまな資料につきまして、我々も今軽米町に資料の提供をお願いしているところでございますけれども、まだ詳細な資料はいただいているところではございまして、出てきてから対応させていただきたいと思います。

○白澤勉委員 本当に1億9,500万円とか、今までのかかった経費を要求する以上は、やはり要求する側も資料を開示して、お互い納得しなければ、今後平行線をたどったまま、同じ行政機関、県と町で進める中であまりよろしくないと思って、心配するところでもあります。

期間がどんどん経過していきます。基本的にもう既にやっているものであって、世の中にないものを示せとは言っていないのです。それも軽米町は町民の税金かもしれませぬけれども、税金を使ってもう既にやってあるのですから。我々にとっても県民であり、軽米町の住民の環境、あるいは健康被害などを守らなければいけないのが環境福祉委員会の立場ですので聞かせていただきました。医療局の経営にもかかわる重要な今回の事案ですので、ぜひ強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○鈴木経営管理課総括課長 双方で代理人弁護士を立てての対応となっておりますので、医療局も弁護士と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

医療局の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県の難病の現状と課題についてとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和4年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見きわめながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無を含め当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。